

相生市高齢者保健福祉計画
及び
第8期介護保険事業計画
【案】

令和3年3月
兵庫県 相生市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 介護保険制度改正のポイント.....	4
5 計画の策定体制と方法.....	6
第2章 高齢者を取りまく現状と課題.....	8
1 相生市の人口構造.....	8
2 高齢者の状況.....	11
3 要支援・要介護者の状況.....	13
4 中長期的な将来推計.....	20
5 日常生活圏域ごとの状況.....	21
6 実態調査に基づく現状と課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1 基本理念.....	41
2 基本目標.....	41
3 施策体系.....	43
第4章 施策の展開.....	44
[基本目標1] 地域で支える・支えあう基盤づくり.....	44
[基本目標2] 健康長寿のまちづくり.....	58
[基本目標3] いつまでも住み続けられるまちづくり.....	66
[基本目標4] 持続可能な介護保険事業の基盤づくり.....	80
第5章 介護保険サービス.....	86
1 介護保険サービスの見込量と供給体制.....	86
2 介護保険事業費の見込みと今後の保険料.....	96
第6章 計画の推進にあたって.....	102
1 介護保険審議会における点検・評価.....	102
2 関係機関との連携の推進.....	102
3 住民への情報提供の強化.....	102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、世界で最も高い高齢化率となっています。65歳以上の高齢者人口は3,558万人、総人口に占める割合（高齢化率）は28.1%となっており、上昇が続いています。人口減少と少子化・高齢化が進行している中であって、超高齢社会に対応した社会のあり方が求められています。

平成12年に創設された介護保険制度は、20年以上が経過し、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきました。その一方、要支援・要介護認定者の増加や介護サービスの需要の高まり、さらには団塊の世代のすべての人が75歳以上となる令和7（2025）年や、高齢者人口がピークに達するとともに、現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を見据え、制度の持続可能性を確保していくことがより重要となっています。

相生市における高齢者人口は、令和2年3月末現在で10,356人となっており、総人口に占める割合は35.6%で、約3人に1人が高齢者となっています。また、要介護認定率が高くなるとされる後期高齢者は、令和2年3月末で5,498人、総人口比18.9%だったものが、令和7年には6,267人、総人口比23.0%に増加すると見込まれています。

市町村の介護保険事業計画は、第6期（平成27～29年度）計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムの段階的な構築が目指されてきました。本市においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進しているところです。

さらに、国においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が目指されています。

そこへ加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年の災害発生状況を踏まえた柔軟な対応とともに、これらの備えへの重要性が高まっています。

そのため、本計画は「相生市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）」に引き続き「地域共生社会」の考え方を踏まえながら、継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を念頭に置き、本市の高齢者一人ひとりが生きがいや役割をもって支えあい、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日法律第 52 号）第 20 条の 8 に規定する「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画」として策定します。なお、老人福祉法により介護保険事業計画と一体的に作成することが義務づけられています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日法律第 52 号）第 117 条に規定する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）」として策定します。

(2) 計画の性格

第 6 期計画以降の計画は、地域包括ケアシステムの構築のため、令和 7（2025）年までを見通した計画として策定されてきました。さらに、第 8 期計画からは、現役世代が急減する令和 22（2040）年をも念頭に置いた計画として、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら策定します。

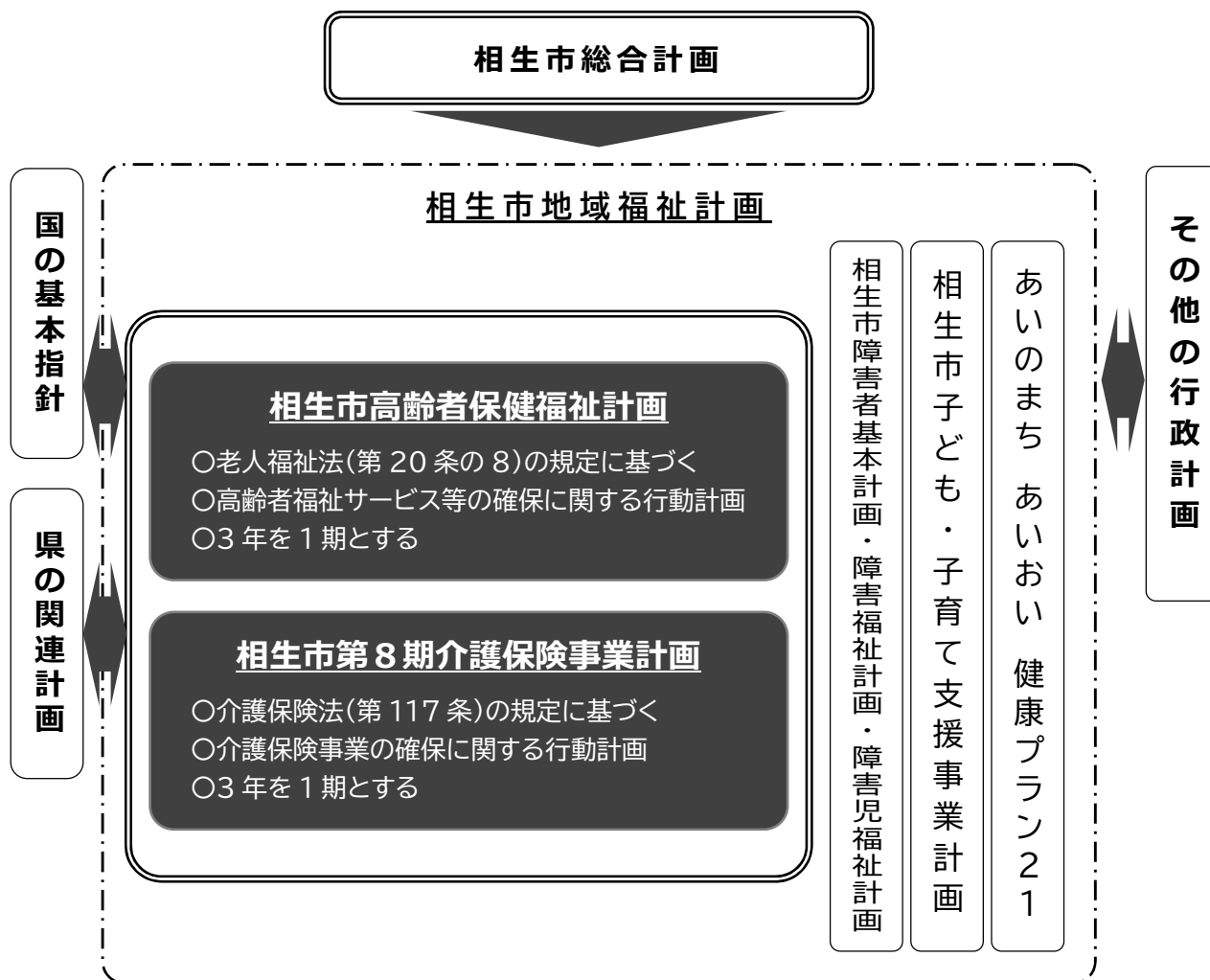
「高齢者保健福祉計画」は、上記法令に基づく内容に加えて、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した最上位計画である「相生市総合計画」に基づきながら、福祉分野における上位計画である「相生市地域福祉計画」をはじめとする高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定します。

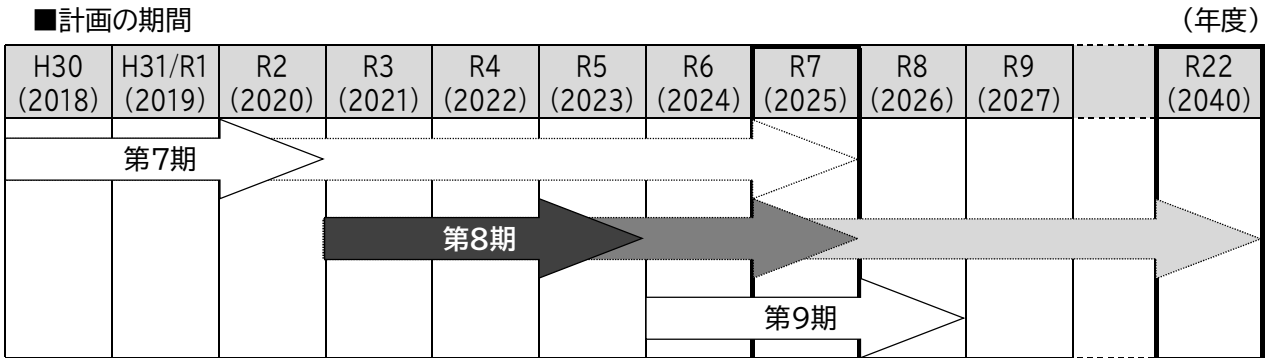
■関連計画との関係図



3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年を1期として策定するものであることから、本計画の期間は令和3年度から令和5年度の3年間となります。

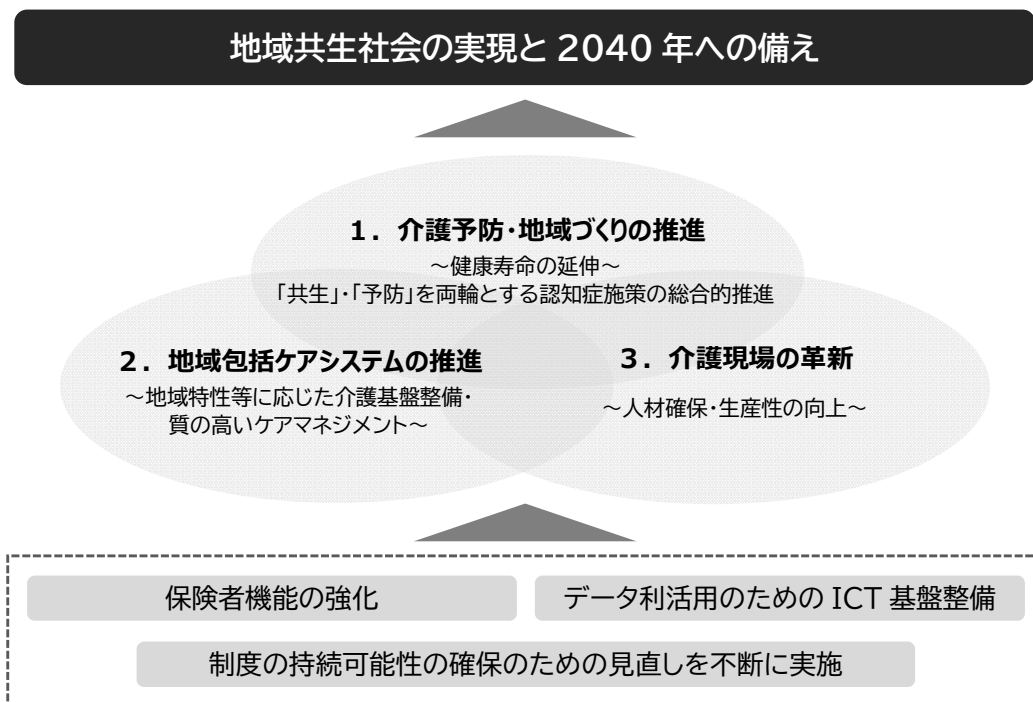
また、中長期的な視点として、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。



4 介護保険制度改正のポイント

(1) 介護保険制度改革のイメージ

令和22（2040）年に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」、「地域包括ケアシステムの推進」及び「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが求められています。



(2) 第8期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

ア 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

イ 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載

ウ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」及び「他の事業との連携」について記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については、国で示す指標を参考に計画に記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

エ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ・整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

オ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載
- ・教育等他の分野との連携に関する事項について記載

カ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示として、ポイント制度や有償ボランティア等について記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ・文書に係る負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載

キ 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

5 計画の策定体制と方法

(1) 相生市介護保険審議会における審議

本計画は、広く関係者の意見を求めるとともに、市民の意見を十分に反映するという観点から、学識経験者、保健、医療又は福祉の各分野における代表、介護保険の被保険者代表、公募による市民代表及び市行政機関の代表から構成される「相生市介護保険審議会」において議論・検討し、これらを踏まえた計画とします。

(2) 実態調査の実施

ア 市民アンケート調査

高齢者の意識や生活実態、ニーズ等の把握を行うため、一般高齢者及び要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施しました。

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	市内在住の65歳以上の方(要支援1・2の方及び要介護認定を受けていない方)	市内在住の在宅で生活している要介護認定(要介護度1～5)を受けている方
配布数	2,295件	600件
調査期間	令和2年2月10日(月) ～2月25日(火)	令和元年12月2日(月) ～令和2年3月31日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	介護支援専門員による配布・回収
有効回収数	1,934件	518件
有効回収率	84.3%	85.5%

イ 事業所調査

サービスの提供状況や事業所における課題とともに、高齢者の生活実態やニーズ、また介護保険制度に対する意向の把握を行うため、介護サービス提供者である事業所に対してアンケート調査を実施しました。

調査対象者	市内介護サービス事業者
配布数	26件
調査期間	令和2年5月19日(火)～6月10日(水)
調査方法	郵送配布・郵送回収による法人記入方式
有効回収数	26件
有効回収率	100.0%

ウ 介護支援専門員調査

サービスの提供状況や課題とともに、高齢者の生活実態やニーズ、また介護保険制度に対する意向の把握を行うため、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対してアンケート調査を実施しました。

調査対象者	市内事業所の介護支援専門員
配布数	33 件
調査期間	令和 2 年 2 月 3 日(月)～2 月 20 日(木)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
有効回収数	33 件
有効回収率	100.0%

(3) パブリック・コメントの実施

市民の意見を広くお聞きするため、パブリック・コメントを実施しました。

実施期間	令和 3 年 1 月 25 日(月)～2 月 12 日(金)
意見募集方法	市ホームページに本計画案を掲載するとともに、市役所公文書公開コーナー及び長寿福祉室の窓口に備え付け、市ホームページ及び市広報紙により意見募集の周知
結 果	〇件(〇人)

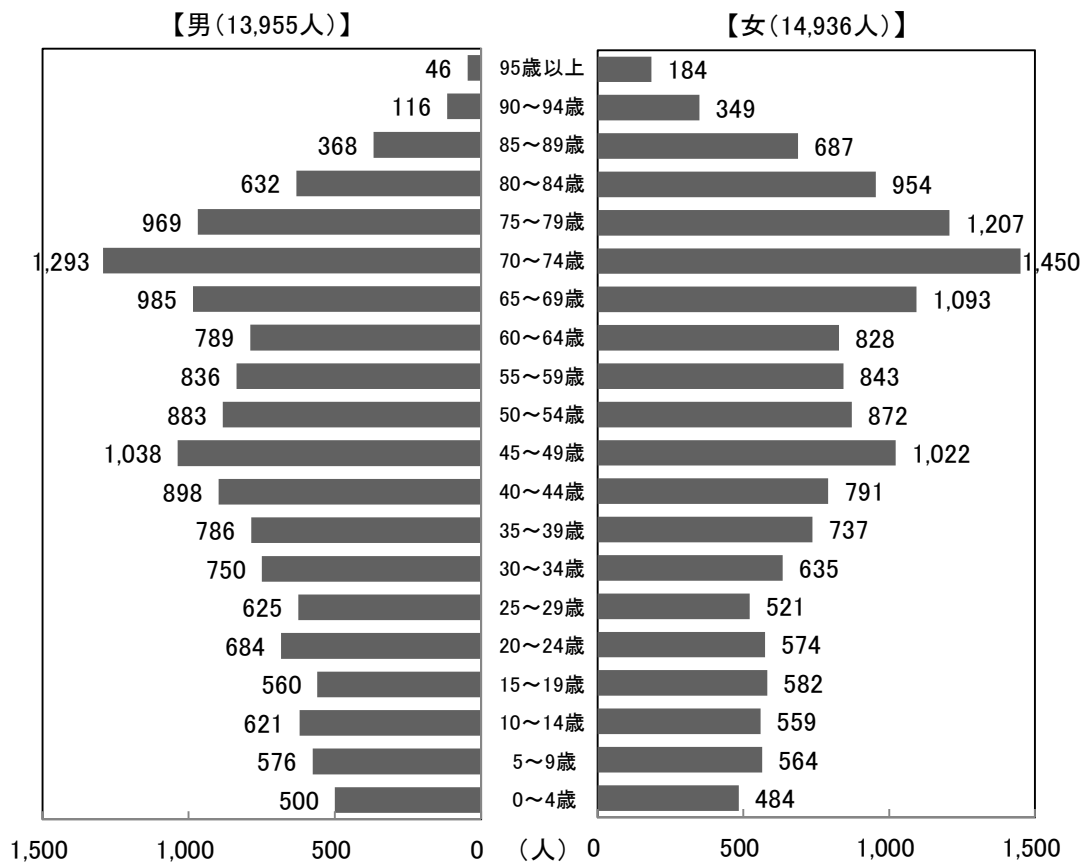
第2章 高齢者を取りまく現状と課題

1 相生市の人口構造

(1) 人口構造

本市の人口は、令和2年9月末現在で男性13,955人、女性14,936人となっています。男女ともに70～74歳の人口が最も多くなっています。高齢者人口が多く、若い世代が少ないつぼ型（紡睡型）の構造となっています。

■性別・年齢5歳階級別人口ピラミッド



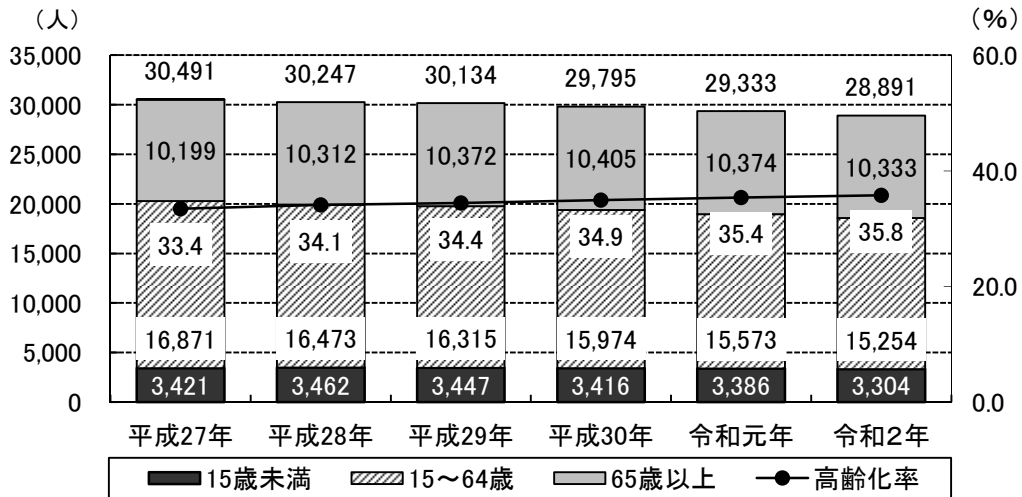
資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

(2) 年齢3区分人口の状況

本市の総人口は減少が続いており、令和2年9月末現在では28,891人となっています。

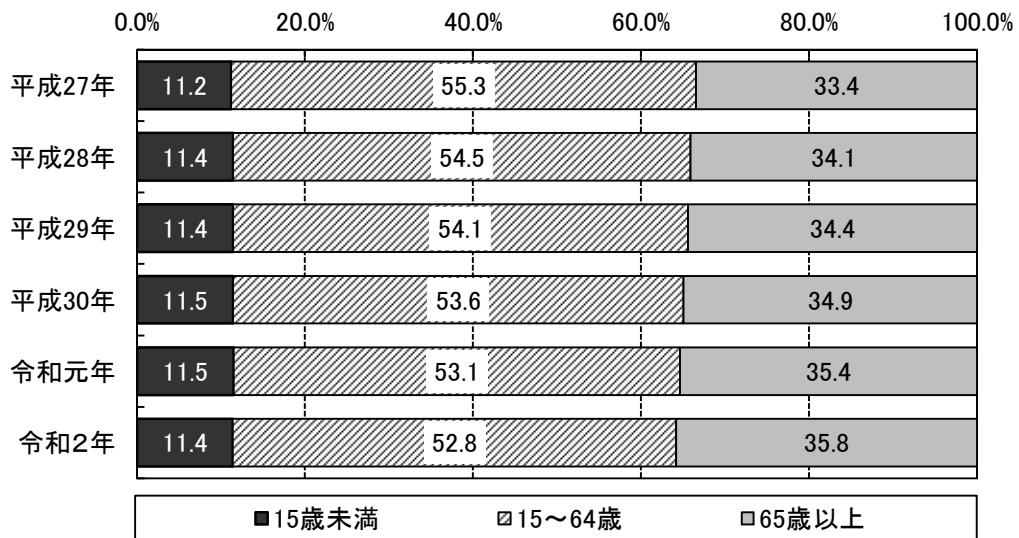
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は平成30年まで増加が続き、以降は減少が続いています。高齢化率については増加が続いており、令和2年では35.8%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



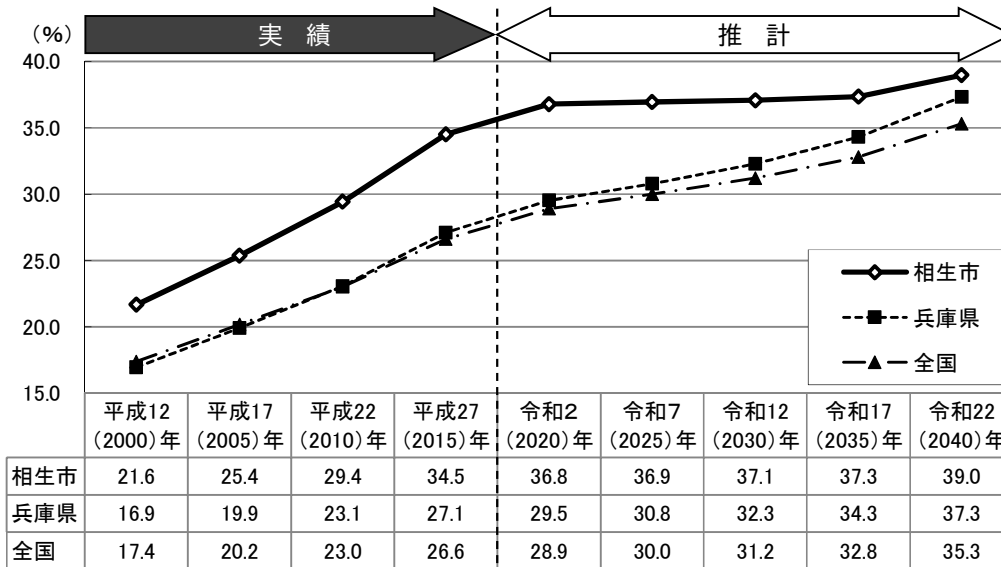
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65歳以上の高齢者人口は令和2（2020）年以降、減少が見込まれています。また、高齢化率についてはわずかながら増加傾向で推移し、令和22（2040）年では39.0%になると予測されます。国や県と比較すると、本市の高齢化率は高い水準をある程度維持しながら、国や県との差が縮まっていく傾向といえます。

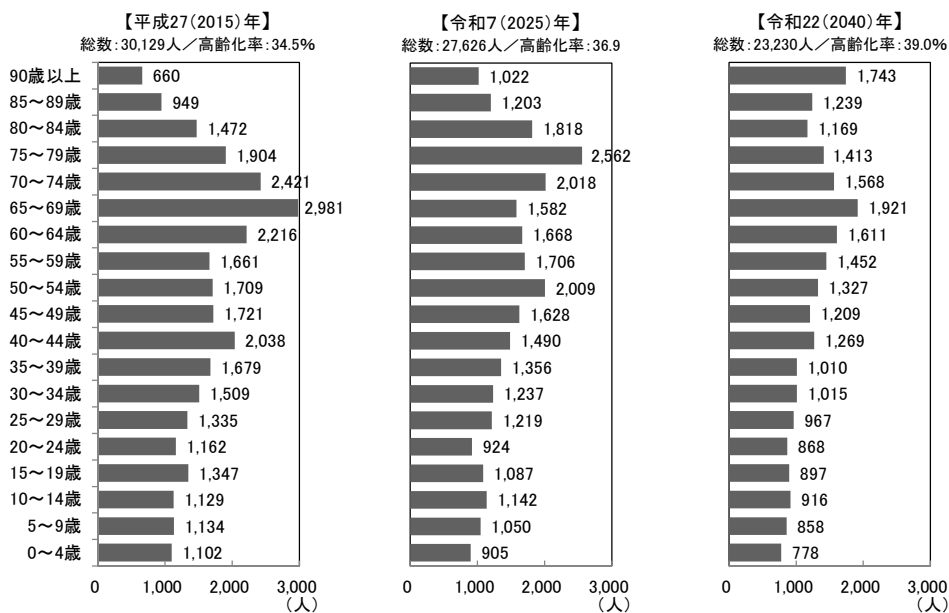
また、令和7（2025）年と令和22（2040）年の人口ピラミッドをみると、2015年に最も人口が多い65～69歳が、令和22（2040）年においても2番目に位置づいていることがうかがえます。

■高齢化率の推移と推計



資料：国勢調査（平成12～27年）、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■年齢5歳階級別人口ピラミッドの比較（2015・2025・2040年）



資料：平成27年国勢調査、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

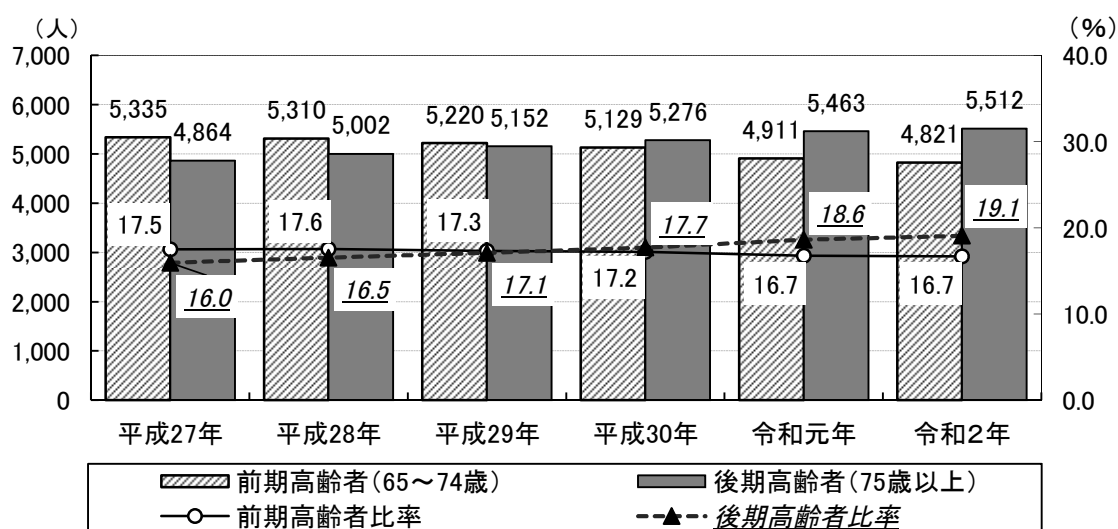
2 高齢者の状況

(1) 高齢化の状況

本市の前期高齢者（65～74歳人口）は減少が続いており、令和2年9月末現在では4,821人となっています。後期高齢者（75歳以上人口）は増加が続いており、令和2年9月末現在では5,512人となっています。

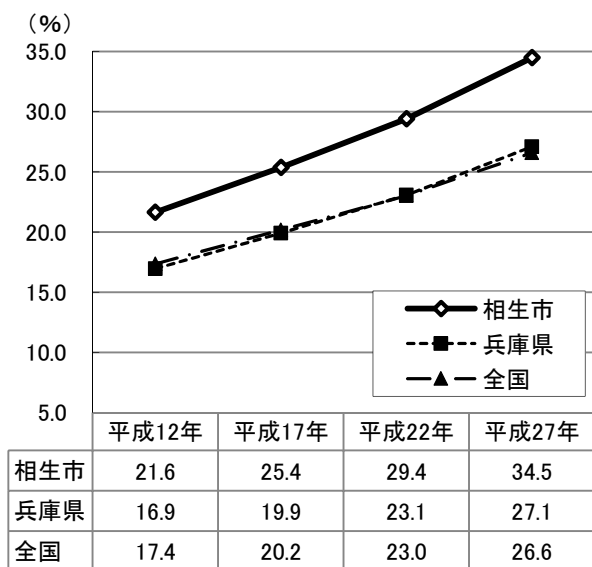
また、国勢調査による高齢化率及び後期高齢者比率の推移をみると、国や県よりも高い値で推移しています。

■前期高齢者及び後期高齢者（数・比率）の推移



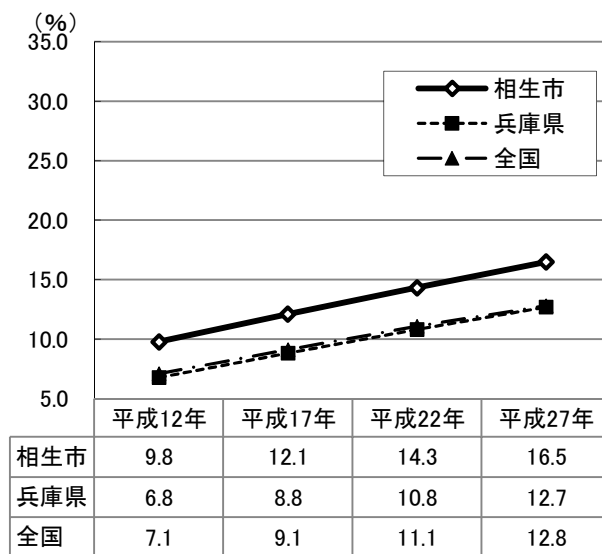
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■高齢化率の推移比較（国・県）



資料：国勢調査

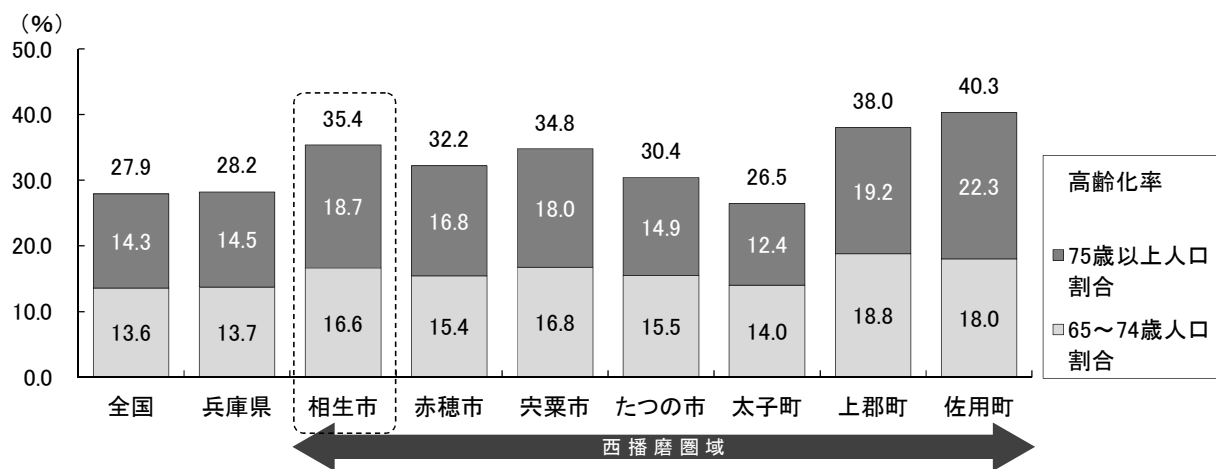
■後期高齢者比率の推移比較（国・県）



資料：国勢調査

国・県・西播磨圏域で高齢化率（令和2年1月1日現在）を比較すると、圏域7市町の中で3番目に高い割合となっています。

■高齢化率の比較（国・県・西播磨圏域）



住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）

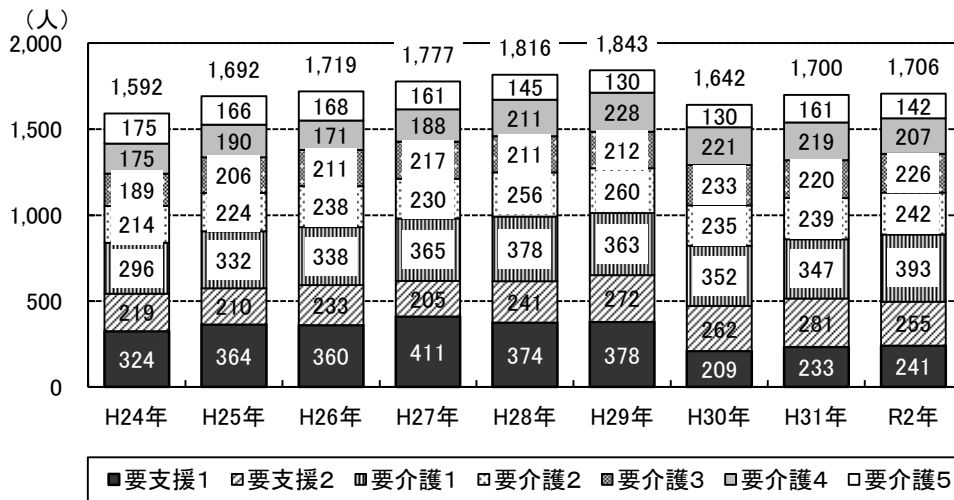
3 要支援・要介護者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数等の状況

本市における介護保険の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、平成29年までは増加が続いていたものの、平成30年には約200人減少しています。その中でも、特に要支援1が大きく減少しています。以降は、全体として再び増加が続いています。

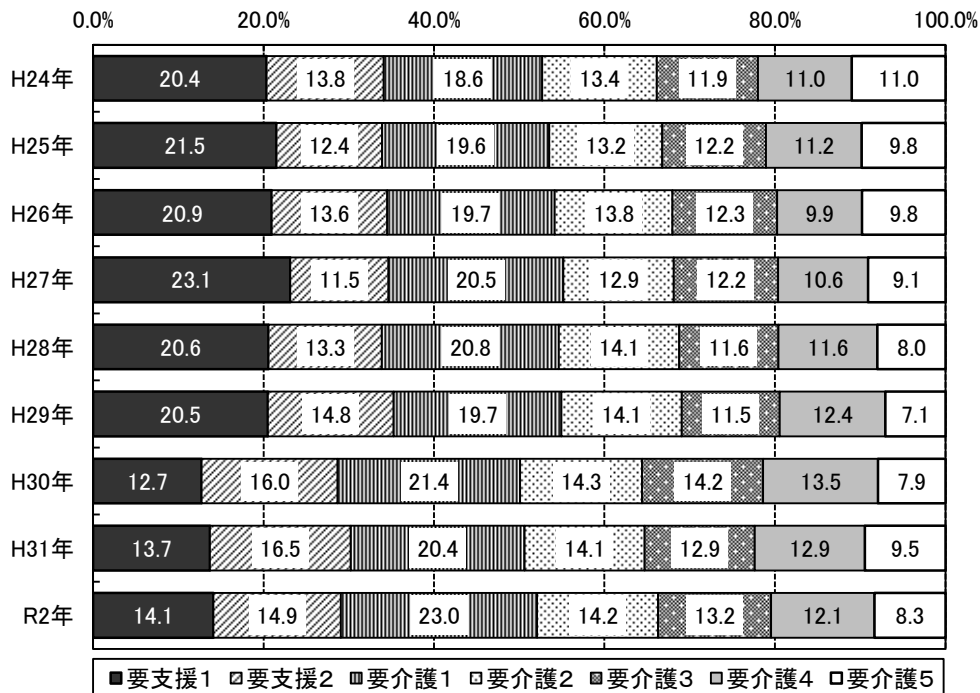
また、要支援・要介護度の構成比の推移についても、要支援1の減少が大きく影響しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）（※各年は3月末現在、R2年は2月末現在）

■要支援・要介護認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）（※各年は3月末現在、R2年は2月末現在）

認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数は増減を繰り返して推移しており、令和7年では1,142人、令和22年には1,181人に達する見込みです。

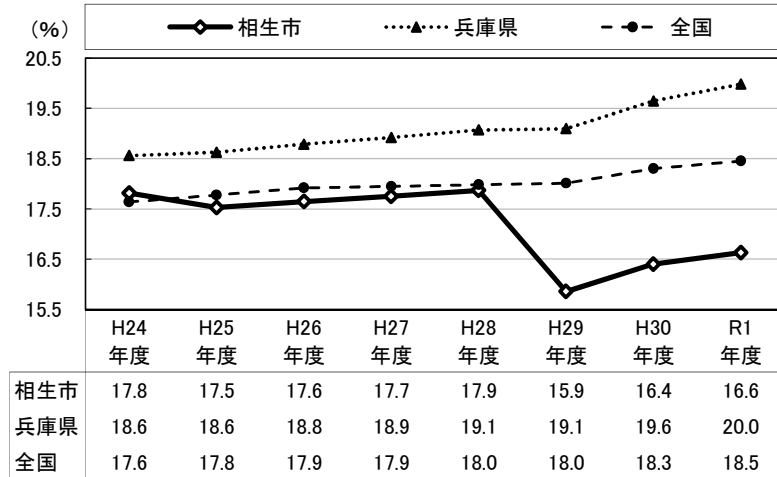
認定者数（全体）に占める自立度Ⅱ以上の割合をみると、令和22年には6割半ばほどになる見込みです。

■認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者数の推移と推計

	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数（人）	1,060	1,101	1,061	1,038	1,062	1,102	1,113	1,142	1,181
要支援1	40	40	42	45	45	45	46	46	42
要支援2	39	61	49	56	54	58	56	57	59
要介護1・2	407	406	443	425	440	454	461	467	472
要介護3～5	574	594	527	512	523	545	550	572	608
認定者数（全体）に占める自立度Ⅱ以上の割合（％）	60.2	64.5	60.6	58.7	58.5	59.1	58.6	58.6	64.1
要支援1	13.0	17.9	16.9	17.9	16.6	16.2	16.2	15.9	17.6
要支援2	15.4	22.1	19.1	19.4	19.4	20.4	19.3	19.1	22.2
要介護1・2	64.9	67.7	69.4	68.3	68.0	68.4	68.3	67.7	72.8
要介護3～5	100.0	97.9	86.5	84.8	84.8	85.2	84.7	85.2	88.4

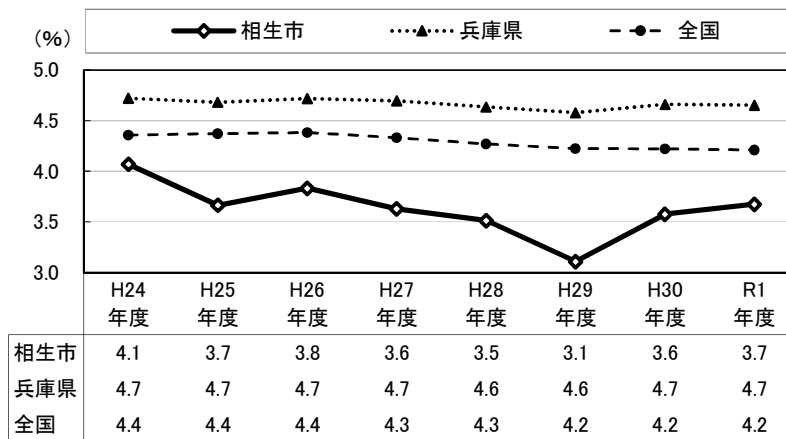
要介護（要支援）認定率についてみると、第1号被保険者全体では平成25年度以降、国や県を下回って推移しており、令和元年度では16.6%となっています。また、前期高齢者については、国や県を下回って推移しています。後期高齢者については、全国よりも若干高い水準で推移していましたが、平成29年度では、総合事業は事業対象者でも利用できるようにしたため、国や県を下回り、以降は減少傾向で推移しています。

■第1号被保険者全体の要介護（要支援）認定率の推移（国・県）



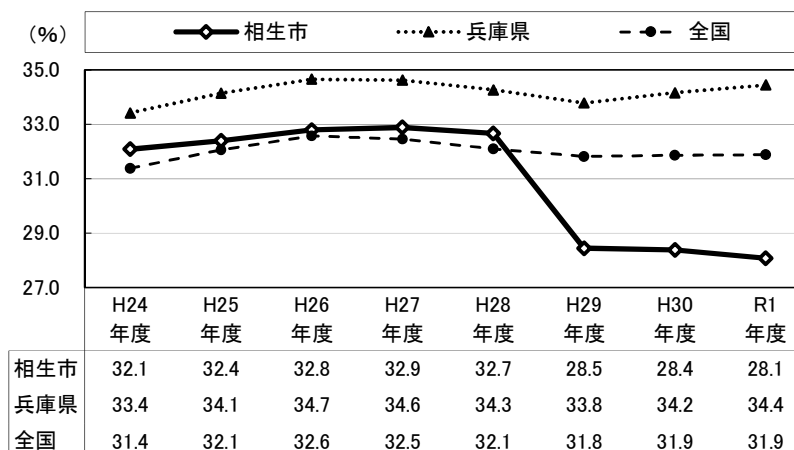
資料：介護保険事業状況報告（年報）

■前期高齢者（65～74歳）の要介護（要支援）認定率の推移（国・県）



資料：介護保険事業状況報告（年報）

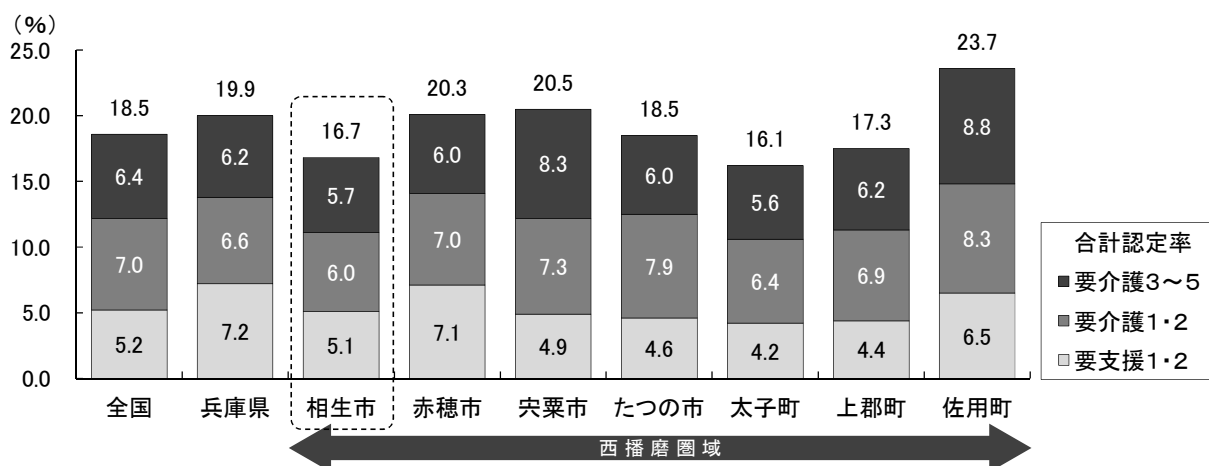
■後期高齢者（75歳以上）の要介護（要支援）認定率の推移（国・県）



資料：介護保険事業状況報告（年報）

本市の認定率（令和2年8月末現在）は16.7%となっており、全国・県を下回っています。

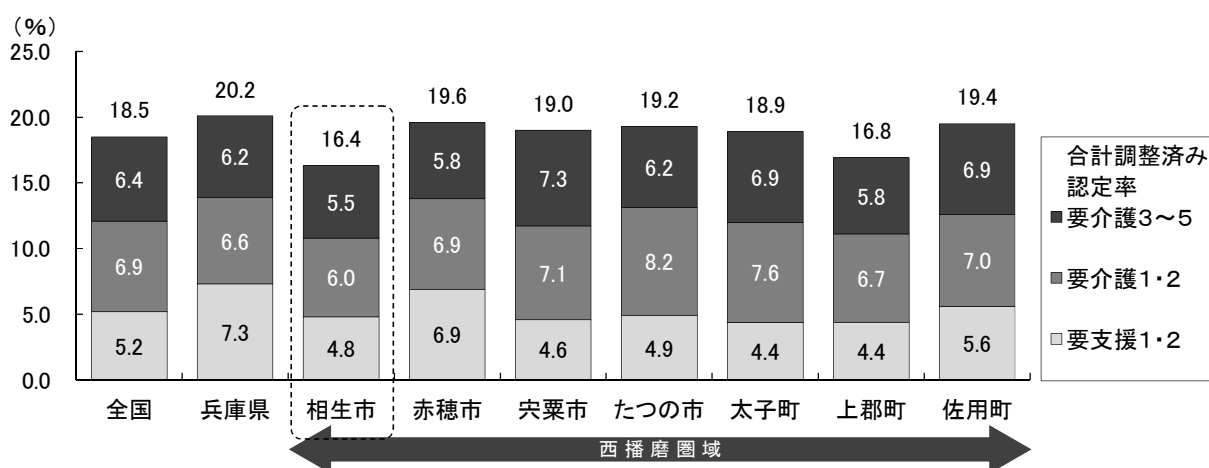
■認定率の比較（国・県・西播磨圏域）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月末現在）
 ※端数処理の関係上、合計値と一致しない場合があります。

調整済み認定率（令和元年、認定率の多寡に影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率）は16.4%で、全国及び県より低く、それぞれ2.1ポイント、3.8ポイント低い値となっています。調整済み認定率を西播磨圏域の中で比較すると、7市町の中で最も低くなっています。

■調整済み認定率の比較（国・県・西播磨圏域）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年）
 ※端数処理の関係上、合計値と一致しない場合があります。

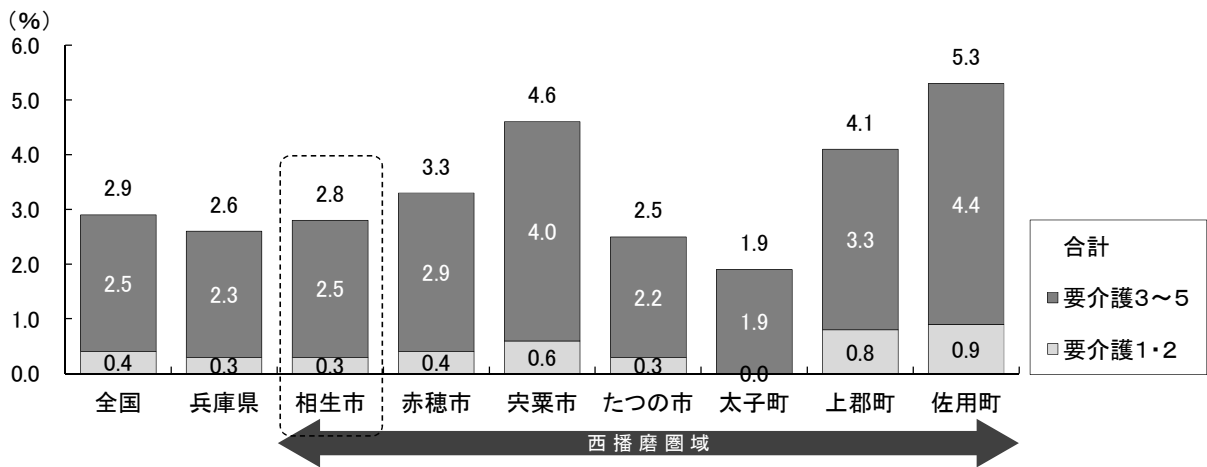
(2) 受給率

ア 施設サービス

本市の施設サービスの受給率（令和元年）は2.8%で、全国を下回り、県を上回っています。西播磨圏域の中で比較すると、7市町の中で3番目に低くなっています。

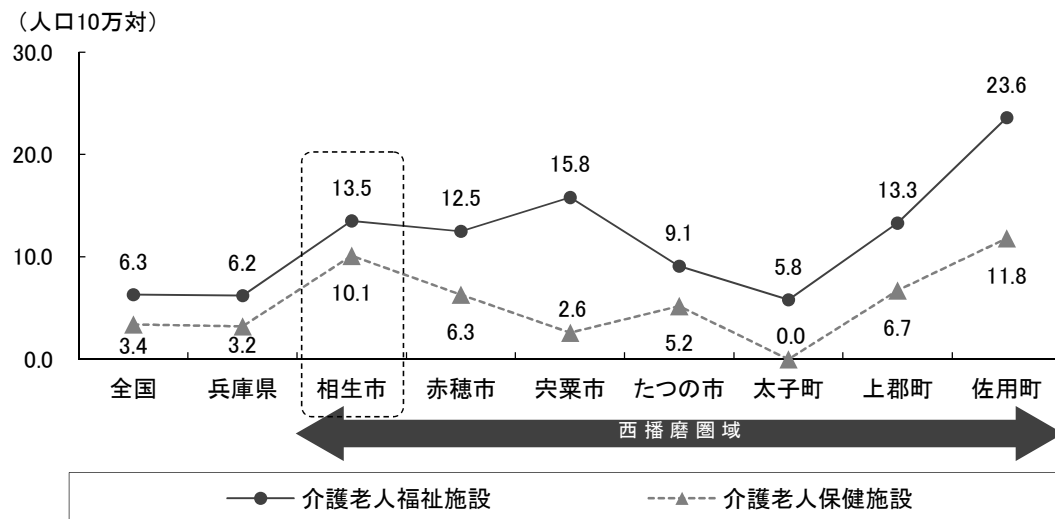
高齢者人口に対して介護老人福祉施設の事業所数が多くなっていることが、本市及び西播磨圏域の特徴となっています。

■認定度別受給率



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年）
※端数処理の関係上、合計値と一致しない場合があります。

■施設サービス提供事業所数（人口10万人あたり）



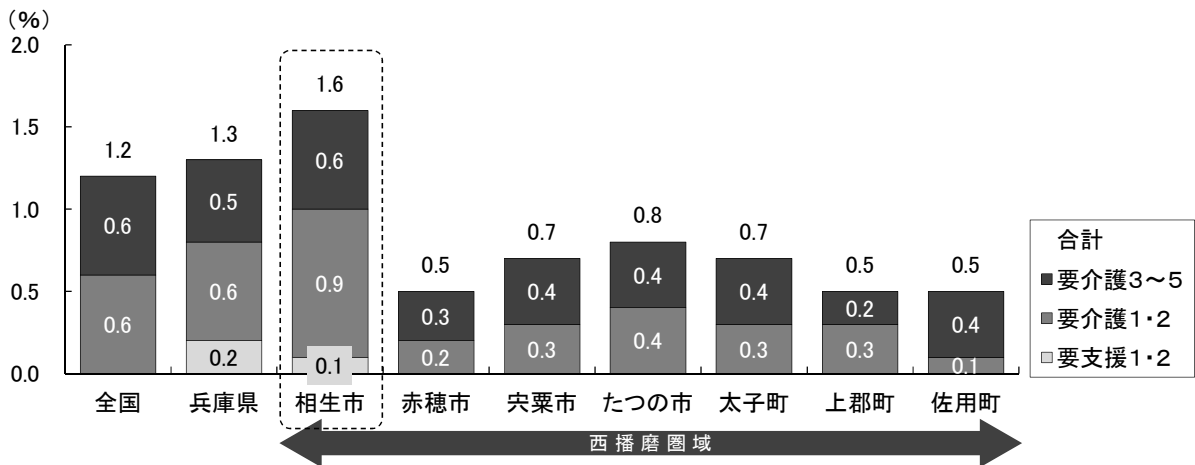
資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年）

イ 居住系サービス

本市の居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）の受給率（令和元年）は1.6%で、全国と県を上回っています。西播磨圏域の中で比較すると、7市町の中で最も高くなっています。

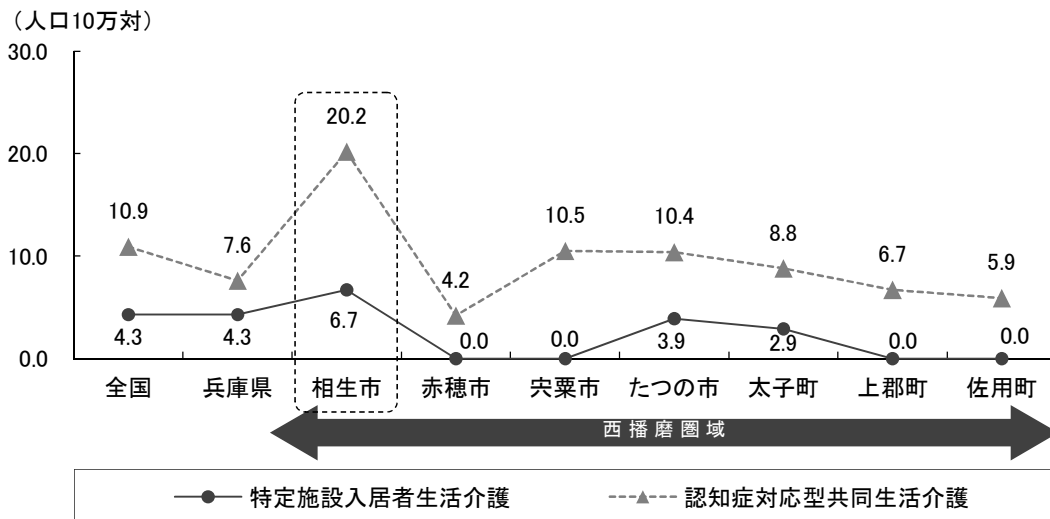
いずれのサービスについても、高齢者人口に対して事業所数が多くなっていることが、本市の特徴となっています。

■認定度別受給率



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年）
※端数処理の関係上、合計値と一致しない場合があります。

■施設サービス提供事業所数（人口10万人あたり）



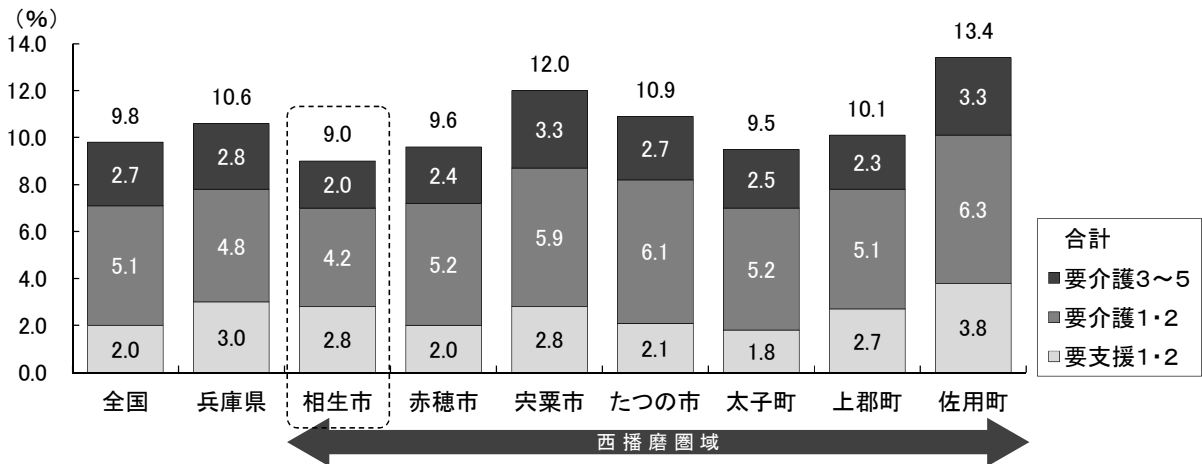
資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年）

ウ 在宅サービス

本市の在宅サービスの受給率（令和元年）は9.0%で、全国・県を下回っています。西播磨圏域の中でも、最も低くなっています。

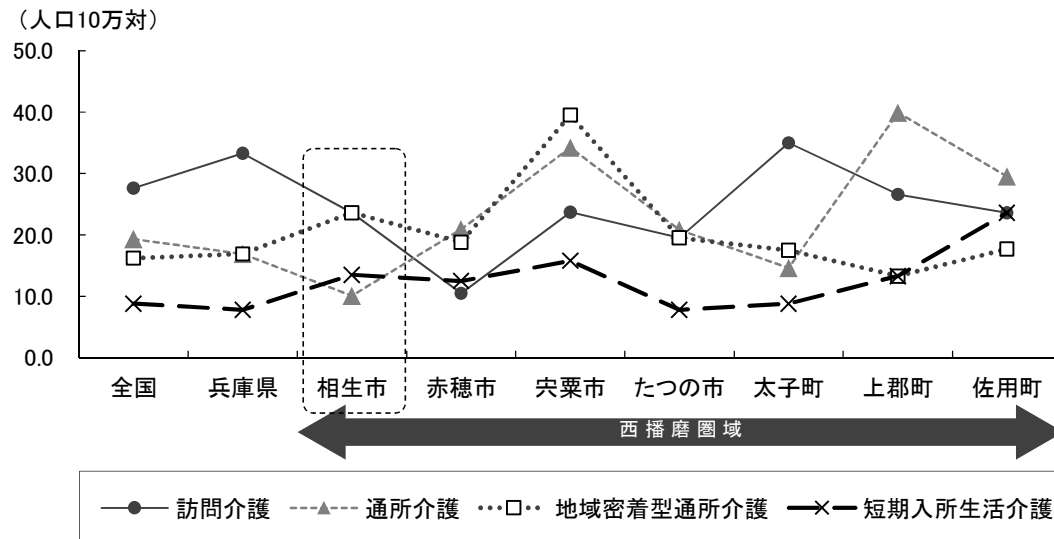
また、訪問介護及び通所介護については、全国・県と比較しても人口に対して少なくなっており、西播磨圏域の中でも低い水準となっています。

■認定度別受給率



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年）
※端数処理の関係上、合計値と一致しない場合があります。

■施設サービス提供事業所数（人口10万人あたり）



	全国	兵庫県	相生市	赤穂市	宍粟市	たつの市	太子町	上郡町	佐用町
訪問介護	27.6	33.3	23.6	10.5	23.7	19.5	35.0	26.6	23.6
通所介護	19.3	16.9	10.1	20.9	34.2	20.8	14.6	39.9	29.5
地域密着型通所介護	16.2	16.9	23.6	18.8	39.5	19.5	17.5	13.3	17.7
短期入所生活介護	8.8	7.8	13.5	12.5	15.8	7.8	8.8	13.3	23.6

資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年）

4 中長期的な将来推計

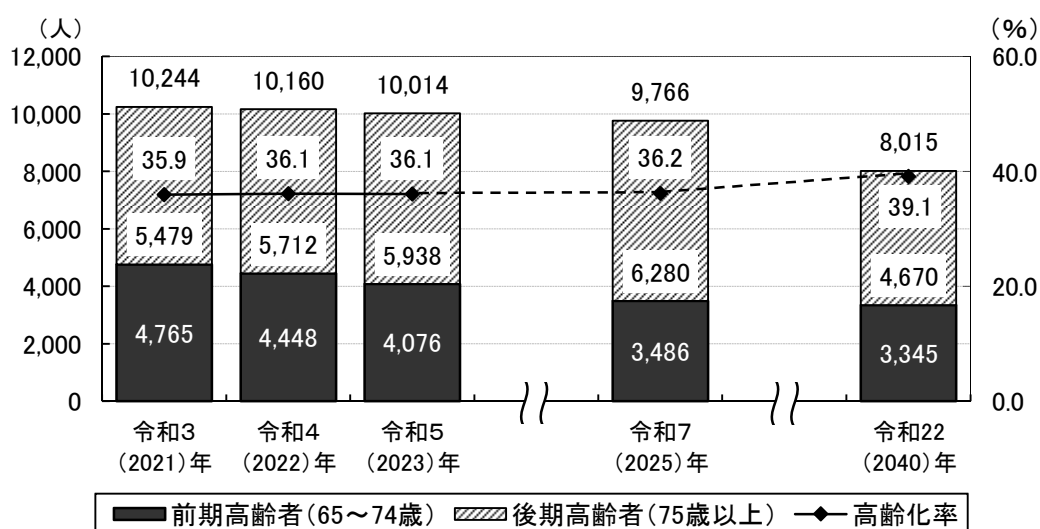
(1) 高齢者人口の推計

人口推計については、平成28年から令和2年の各年9月末現在の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法によって算出しています。

総人口は減少傾向で推移し、本計画の最終年度である令和5（2023）年には27,773人、令和7（2025）年には26,993人、令和22（2040）年には20,499人になる見込みです。

なお、高齢者人口は、令和3年以降は減少傾向で推移する一方、高齢化率は一貫して上昇を続け、令和22（2040）年では39.1%になると見込まれます。さらに、要介護認定率が高くなるとされる後期高齢者人口は令和7（2025）年で6,280人になる見込みとなっています。

■高齢者の中長期的な人口推計



	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
推計総人口	28,518	28,156	27,773	26,993	20,499
第2号被保険者	8,766	8,726	8,681	8,557	6,246
第1号被保険者	10,244	10,160	10,014	9,766	8,015
65~69歳	1,888	1,771	1,638	1,539	1,851
70~74歳	2,877	2,677	2,438	1,947	1,494
75~79歳	2,044	2,158	2,309	2,507	1,337
80~84歳	1,622	1,711	1,745	1,823	1,103
85~89歳	1,113	1,090	1,125	1,166	1,078
90歳以上	700	753	759	784	1,152
高齢化率	35.9%	36.1%	36.1%	36.2%	39.1%
後期高齢者人口割合	19.2%	20.3%	21.4%	23.3%	22.8%
85歳以上人口割合	6.4%	6.5%	6.8%	7.2%	10.9%

5 日常生活圏域ごとの状況

(1) 日常生活圏域の設定

本市では、高齢者が住み慣れた地域の中で必要なサービスを受け、生活を継続して営めるよう、中学校区を単位として「旧相生中学校区」、「旧那波中学校区」、「双葉中学校区」及び「矢野川中学校区」の4地域を日常生活圏域として設定し、各圏域において基盤整備や施策の推進に努めています。

■日常生活圏域ごとの人口及び高齢化等の状況

	人口(人)	高齢者人口(人)		高齢化率(%)		備考
		前期高齢者人口(人)	後期高齢者人口(人)	前期高齢者人口割合(%)	後期高齢者人口割合(%)	
旧相生中学校区	2,005	1,065		53.1		相生、相生1～5丁目、大谷町、川原町、野瀬、葛ヶ浜、鯛浜、坪根
		423		21.1		
		642		32.0		
旧那波中学校区	8,324	3,058		36.7		緑ヶ丘1～4丁目、青葉台、山崎町、西谷町、佐方1～3丁目、千尋町、桜ヶ丘町、大島町、那波、那波本町、那波東本町、那波南本町、那波大浜町、竜泉町
		1,374		16.5		
		1,684		20.2		
双葉中学校区	14,744	4,487		30.4		旭1～6丁目、本郷町、大石町、陸、陸本町、栄町、池之内、山手1～2丁目、汐見台、菅原町、ひかりが丘、垣内町、向陽台、双葉1～3丁目、那波野、那波野(石角)、那波野1～3丁目
		2,227		15.1		
		2,260		15.3		
矢野川中学校区	3,818	1,723		45.1		若狭野町、矢野町
		797		20.8		
		926		24.2		
計	28,891	10,333		35.7		
		4,821		16.7		
		5,512		19.1		

資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

■相生市の日常生活圏域



(2) 基盤の整備状況

ア 居宅サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
訪問介護	1	-	6	-	7
訪問入浴介護	-	-	-	-	0
訪問看護※	-	1	2	-	3
訪問リハビリテーション※	-	1	1	1	3
通所介護	1	1	-	0	2
通所リハビリテーション※	-	2	2	1	5
短期入所生活介護	1	-	-	3	4
短期入所療養介護	-	-	1	1	2
福祉用具貸与	-	1	1	-	2
特定施設入居者生活介護	-	-	1	1	2

令和2年12月末現在 指定事業所（みなし指定を除く）

※サービスについては、サービス提供実績のある事業所（みなし指定を含む）

イ 地域密着型サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
認知症対応型通所介護	1	-	1	-	2
認知症対応型共同生活介護	1	1	2	2	6
小規模多機能型居宅介護	1	1	2	1	5
地域密着型通所介護	1	2	2	3	8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	1	-	1

令和2年12月末現在 指定事業所（みなし指定を除く）

ウ 施設サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
介護老人福祉施設	1	-	-	3	4
介護老人保健施設	-	-	1	1	2

令和2年12月末現在 指定事業所（みなし指定を除く）

エ 居宅介護支援サービス

(単位：箇所)

	旧相生	旧那波	双葉	矢野川	合計
居宅介護支援事業所	2	2	3	1	8

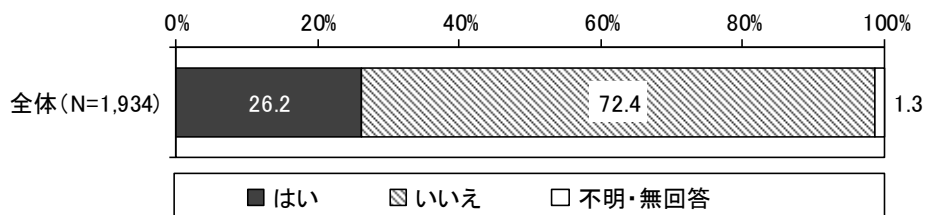
令和2年12月末現在 指定事業所（みなし指定を除く）

6 実態調査に基づく現状と課題

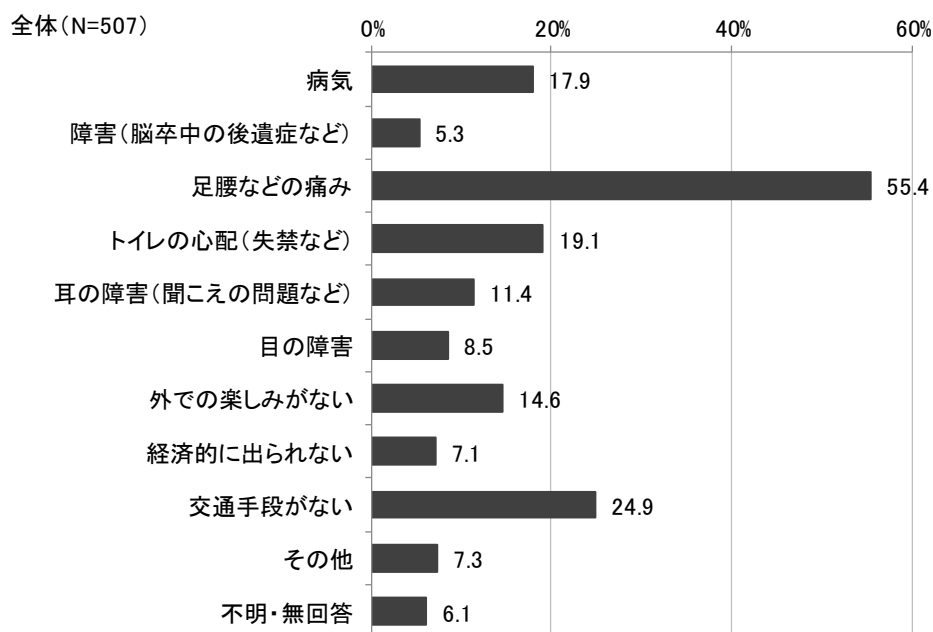
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

ア 外出について

外出を控えているかについてみると、「はい」が26.2%、「いいえ」が72.4%となっています。



外出を控えている理由についてみると、「足腰などの痛み」が55.4%と最も高く、次いで「交通手段がない」が24.9%となっています。

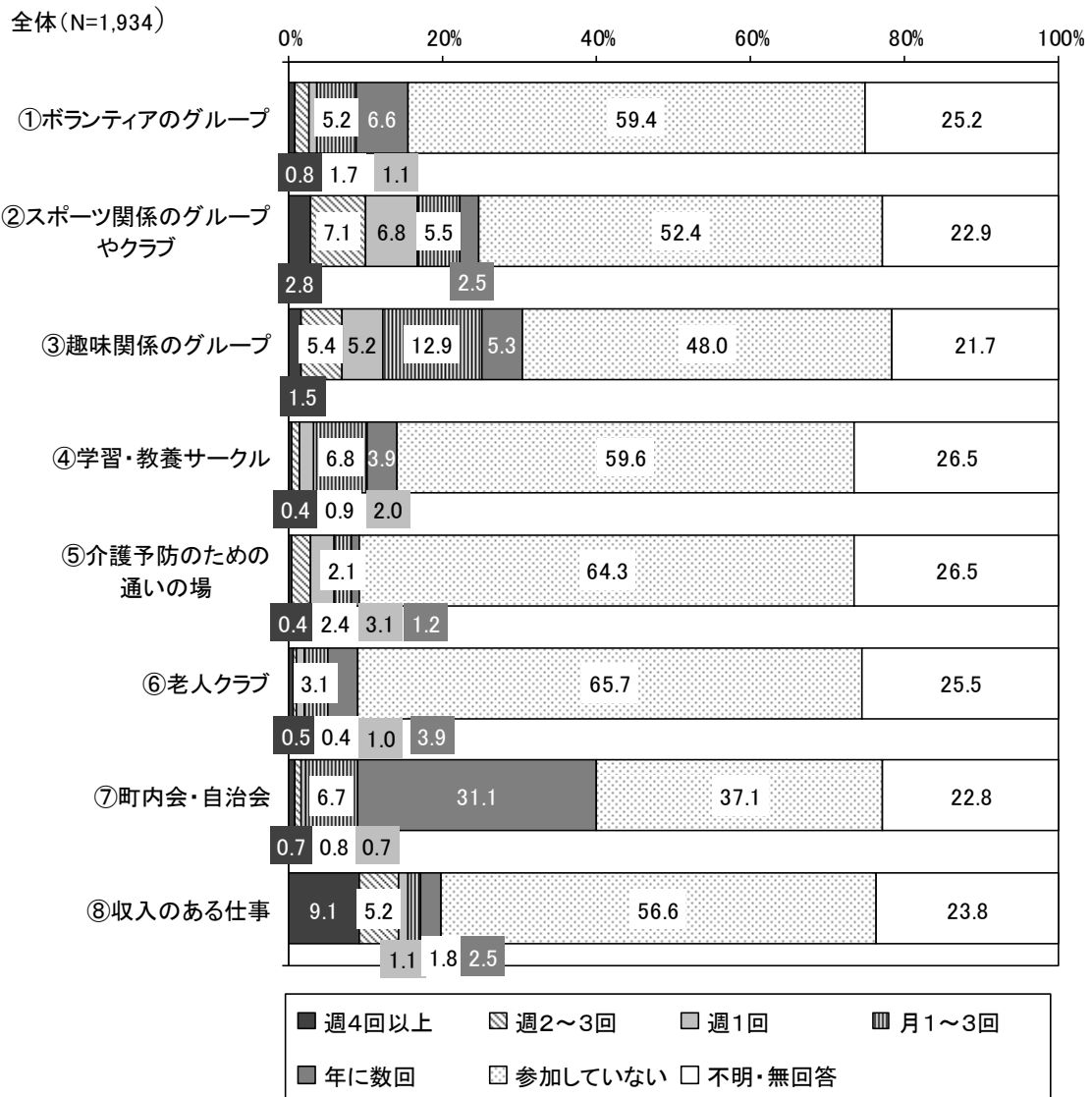


【課題】

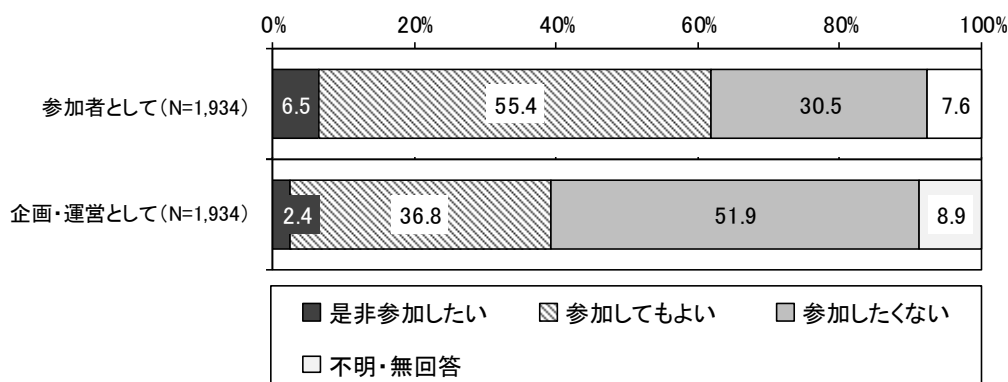
- 健康づくりや介護予防のための運動や外出機会の充実
- 足腰の痛みや病気を防ぐための教室の開催や情報提供
- 気軽に外出できる交通機関・交通手段等の整備
- 高齢者の外出を促すイベント・行事・地域活動等の機会と場づくり

イ 地域活動について

地域の会・グループ等への参加頻度についてみると、すべての項目で「参加していない」が最も高くなっています。また、実際の参加頻度においては、①ボランティアのグループ、⑥老人クラブ及び⑦町内会・自治会が「年に数回」、③趣味関係のグループ及び④学習・教養サークルが「月1～3回」、②スポーツ関係のグループやクラブが「週2～3回」、⑤介護予防のための通いの場が「週1回」、⑧収入のある仕事が「週4回以上」の割合が最も高くなっています。



健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向については、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が61.9%となっています。一方、企画・運営（お世話役）としての参加意向については、『参加意向あり』が39.2%、となっています。

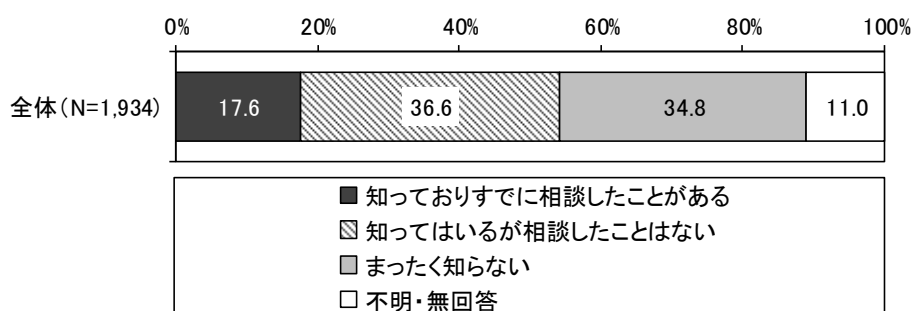


【課題】

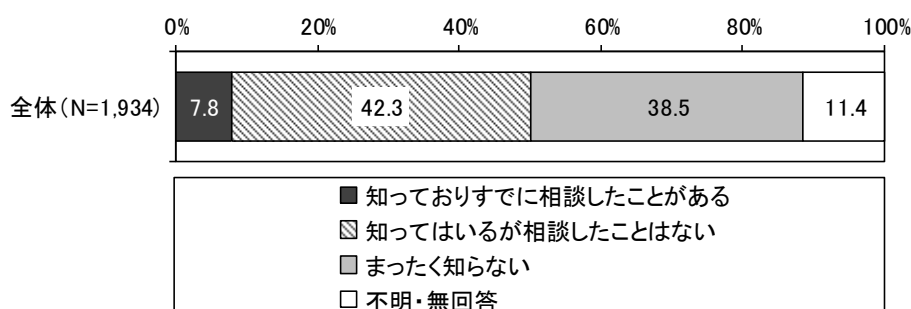
- 町内会・自治会、高年クラブ等、地域社会における単位組織の重要性の訴求
- 趣味・スポーツ活動等、自発的に参加できる高齢者のための機会と場の拡充
- 心身の健康づくりに向けた趣味や地域活動の促進と企画・運営支援

ウ 地域包括支援センター、在宅介護支援センターについて

「地域包括支援センター」の認知度についてみると、「知っているが相談したことはない」が36.6%と最も高く、次いで「まったく知らない」が34.8%となっています。



「在宅介護支援センター」の認知度についてみると、「知っているが相談したことはない」が42.3%と最も高く、次いで「まったく知らない」が38.5%となっています。

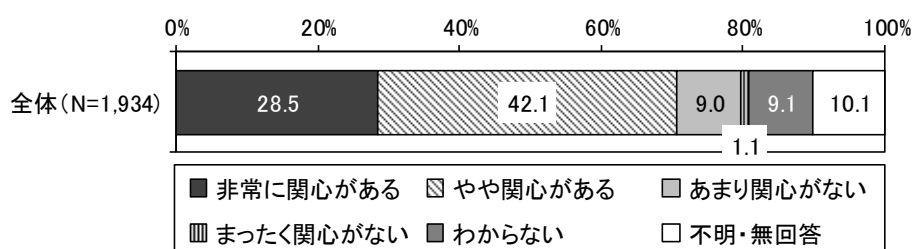


【課題】

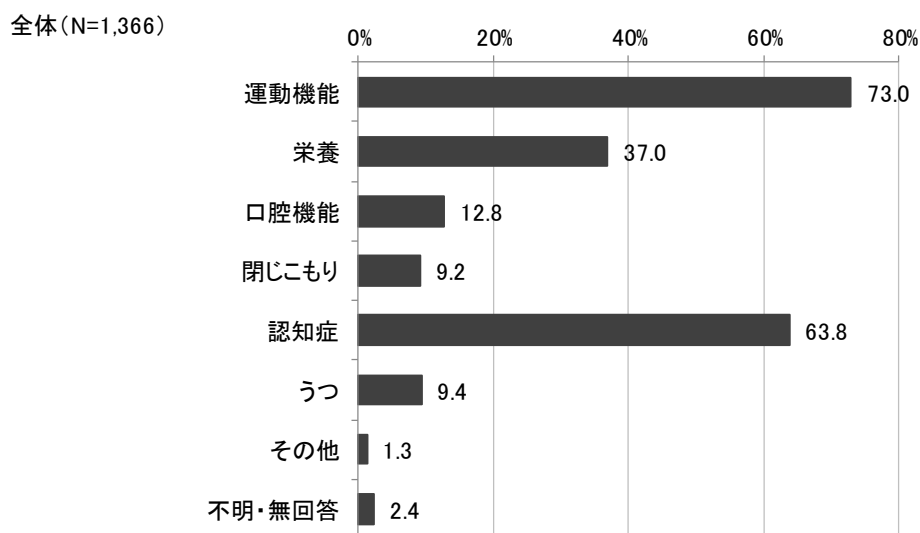
- 気軽に身近な相談支援体制の確立
- 地域包括支援センターの機能強化と普及・啓発
- 在宅介護支援センターに関する業務内容等の認知理解の促進

エ 介護予防について

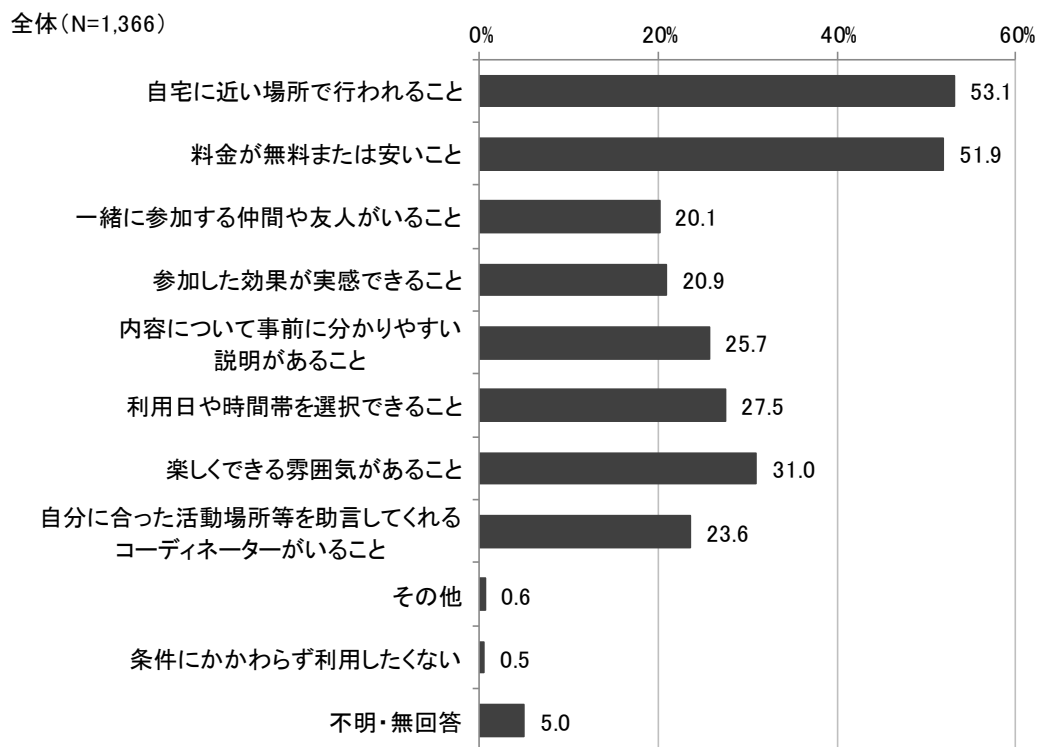
介護予防への関心についてみると、『関心がある』（「非常に関心がある」「やや関心がある」の割合の合計）が70.6%、『関心がない』（「あまり関心がない」「まったく関心がない」の割合の合計）が10.1%となっています。



どのような介護予防に関心があるかについてみると、「運動機能」が73.0%と最も高く、次いで「認知症」が63.8%となっています。



介護予防事業を利用するために必要な条件についてみると、「自宅に近い場所で行われること」が53.1%と最も高く、次いで「料金が無料または安いこと」が51.9%となっています。

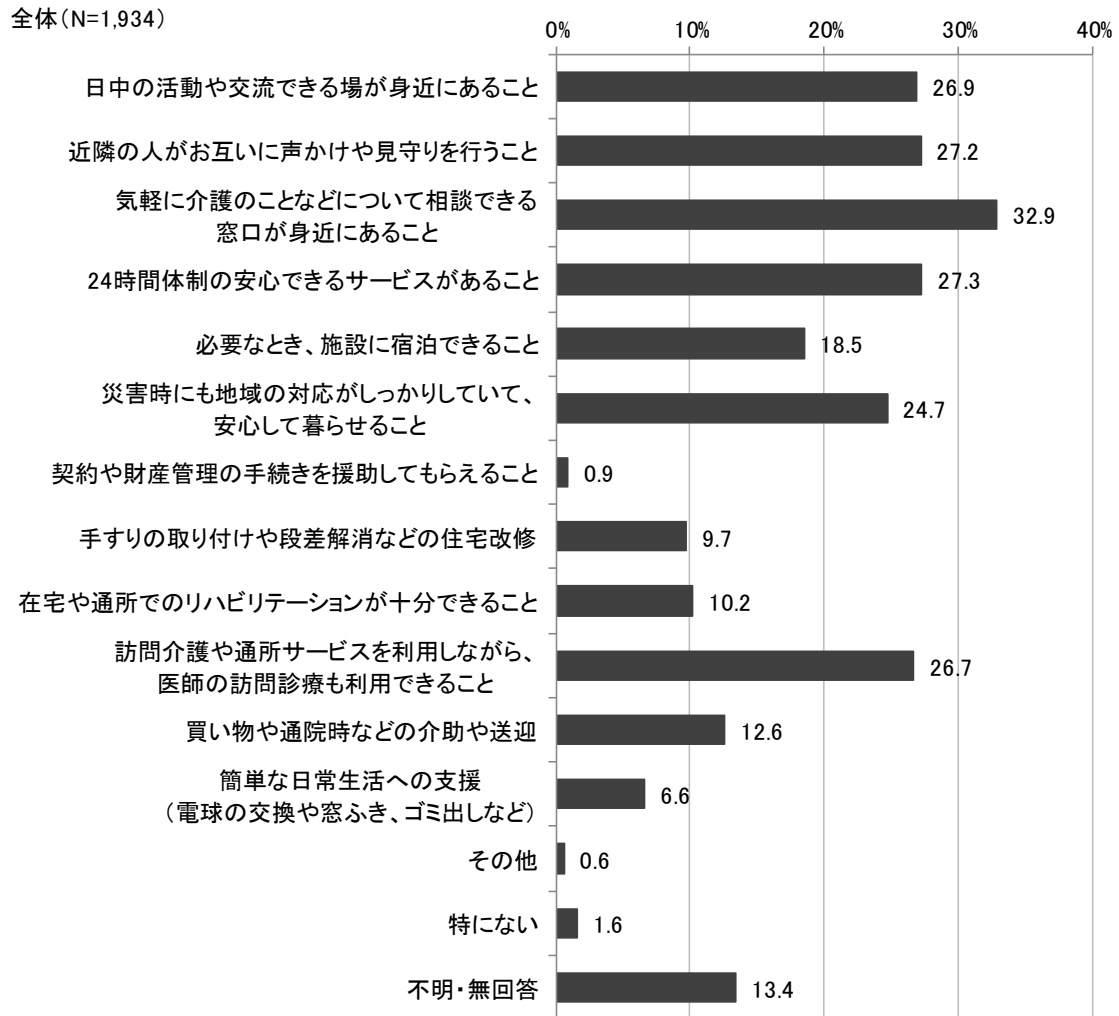


【課題】

- 介護予防に関する効果等の情報提供による関心度の向上
- 介護予防ニーズに応じたプログラムの開発と事業・サービスの展開

才 高齢者が地域や自宅で生活していくために必要な支援

高齢者に対してどのような支援があれば、身近な地域や自宅での生活を続けていくことができるかについてみると、「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」が32.9%と最も高く、次いで「24時間体制の安心できるサービスがあること」が27.3%となっています。



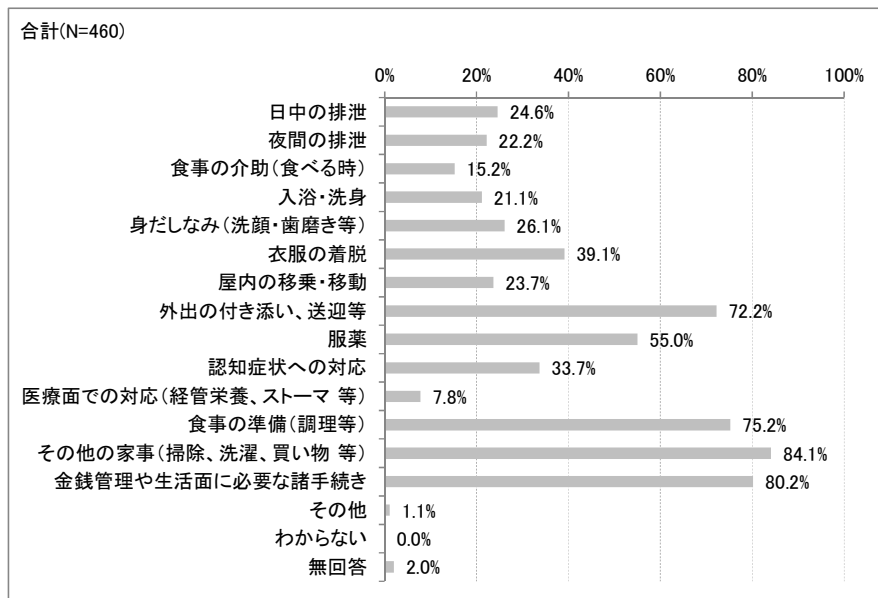
【課題】

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるような相談・支援・供給体制の拡充

(2) 在宅介護実態調査結果から

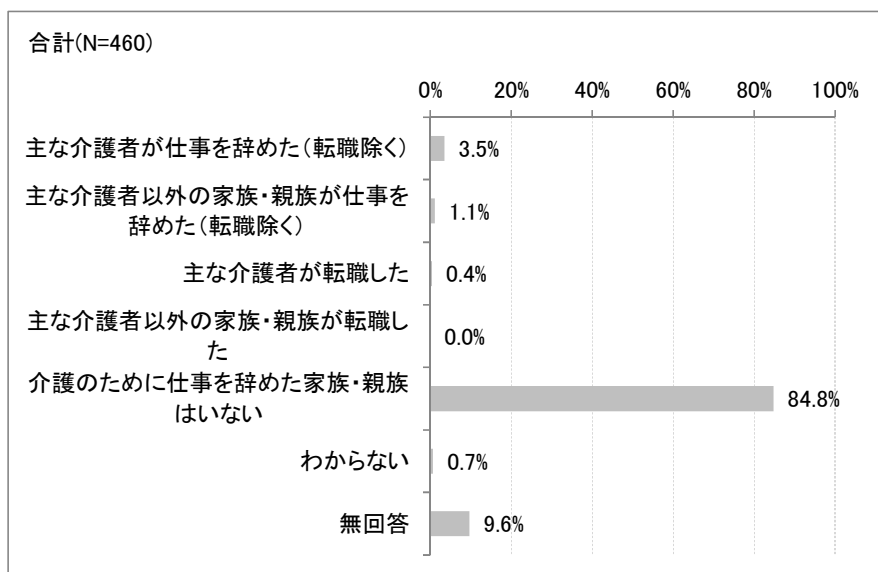
ア 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護の内容についてみると、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が84.1%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が80.2%となっています。



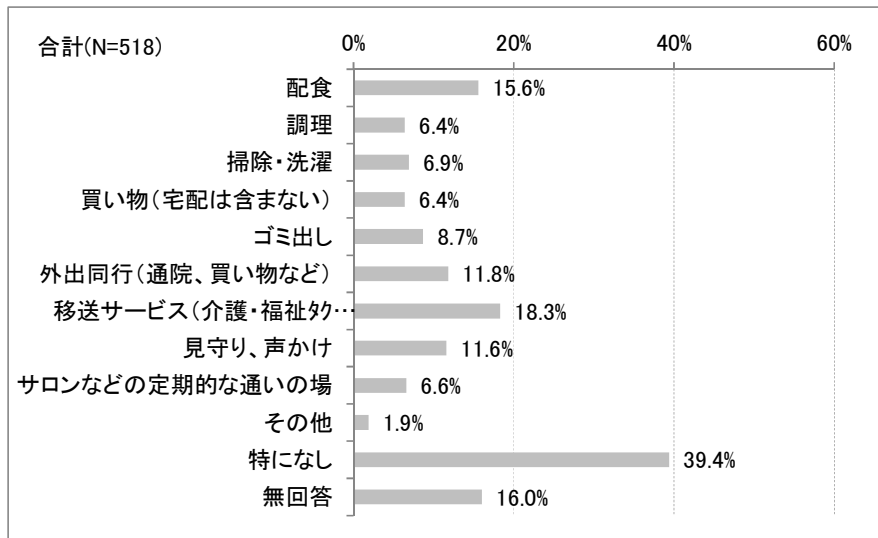
イ 介護のための離職の有無

介護をするために離職・転職した家族の有無についてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が84.8%と大半を占めています。一方、少ないながら「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が3.5%となっています。



ウ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについてみると、「特になし」が39.4%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.3%、「配食」が15.6%となっています。

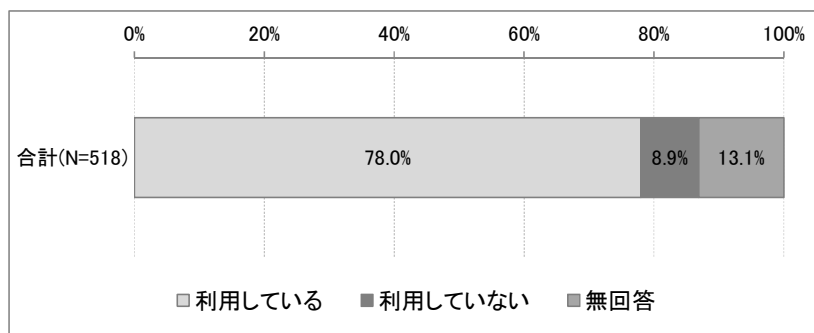


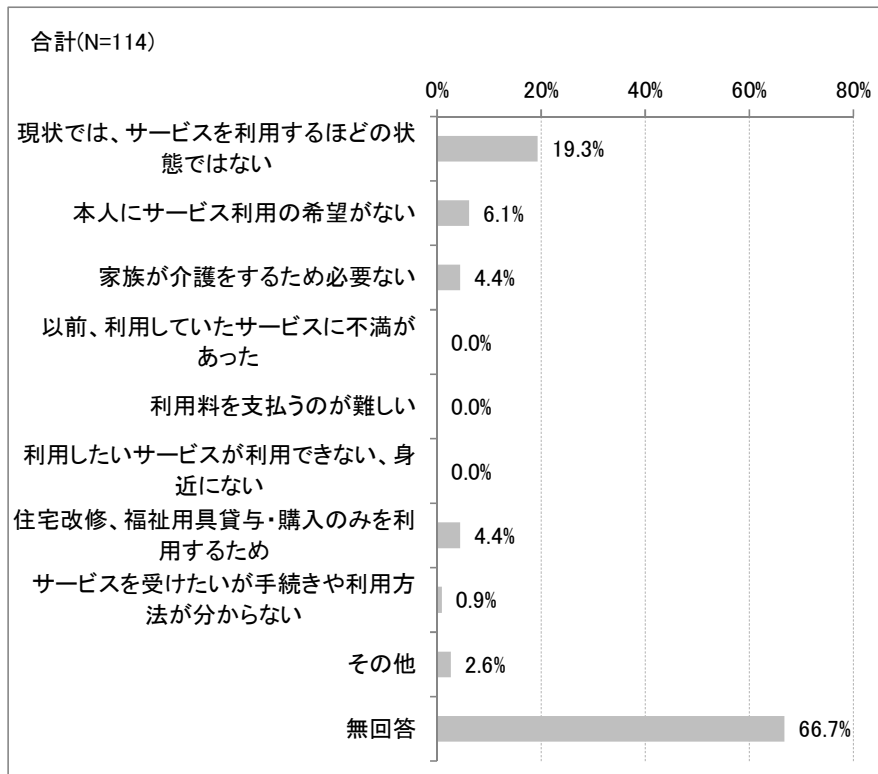
【課題】

- 家族介護者の介護内容の実態に基づく負担感の軽減
- 介護離職の実態はわずかながらうかがえるため、介護離職ゼロに向けた支援が必要
- 認定者の在宅生活継続のため、外出・移動や家事・買い物等の支援が必要

エ 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスを利用している人は、78.0%となっています。利用していない人が8.9%であり、利用していない人の理由としては、「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」が19.3%となっています。



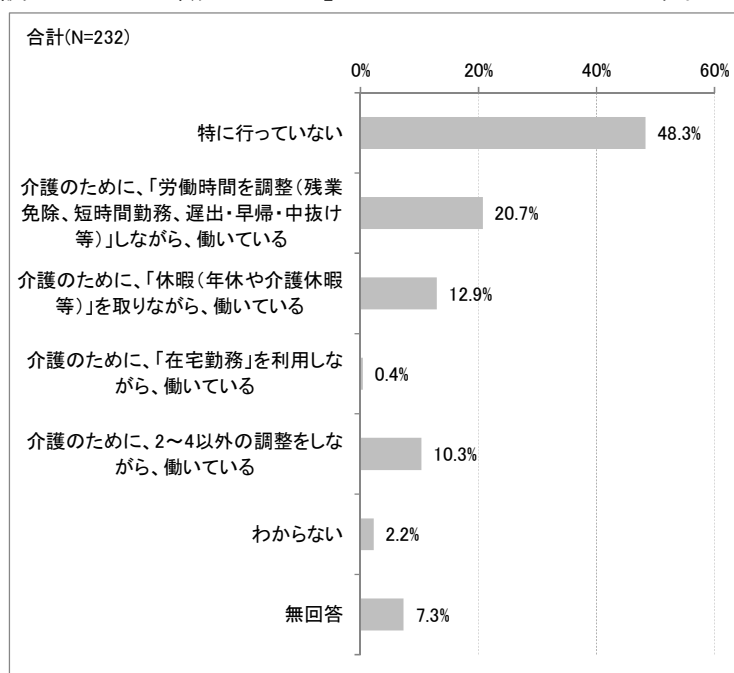


【課題】

- 調査対象者のうち、介護保険サービス利用者は約8割であるが、サービスを必要とする人が適正にサービスを楽しむことができるよう、提供側の運営が必要
- 調査回答にあがってこないとみられる重度者を想定した見解も必要

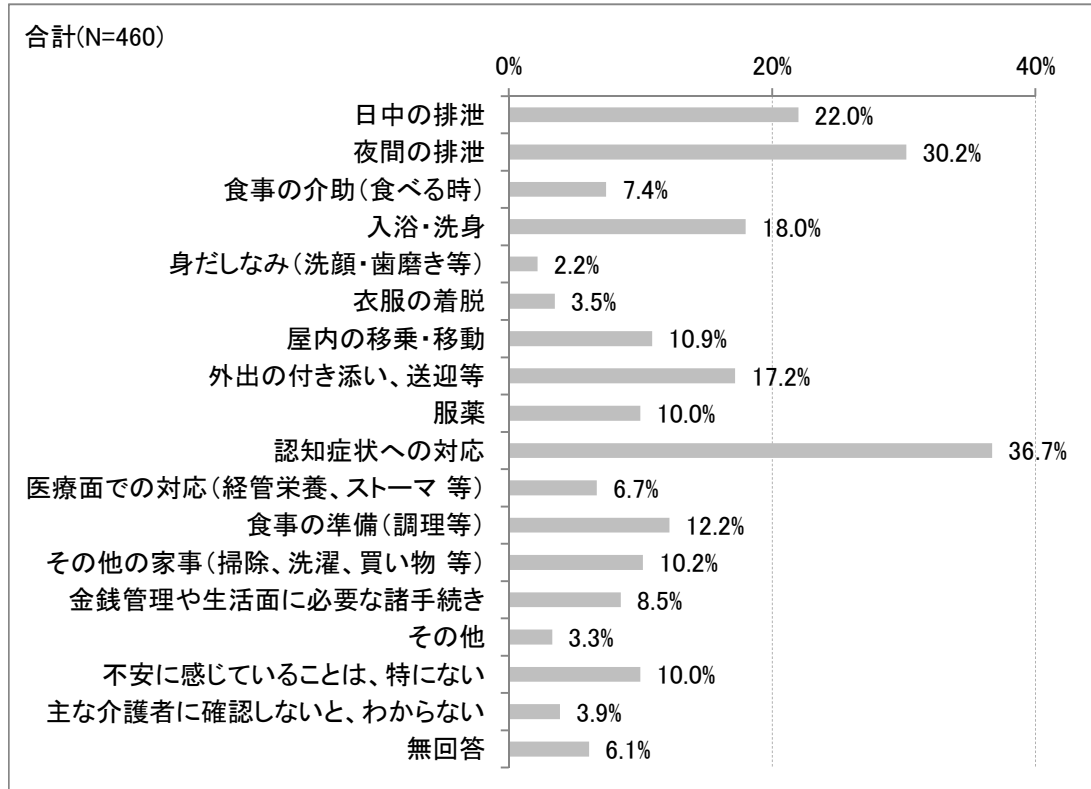
オ 主な介護者の働き方の調整の状況

主な介護者の働き方の調整状況については、「特に行っていない」が48.3%、「介護のために労働時間を調整しながら働いている」が20.7%となっています。



カ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

在宅介護を継続するために、主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が36.7%と最も高くなっています。次いで「夜間の排泄」が30.2%、「日中の排泄」が22.0%となっています。



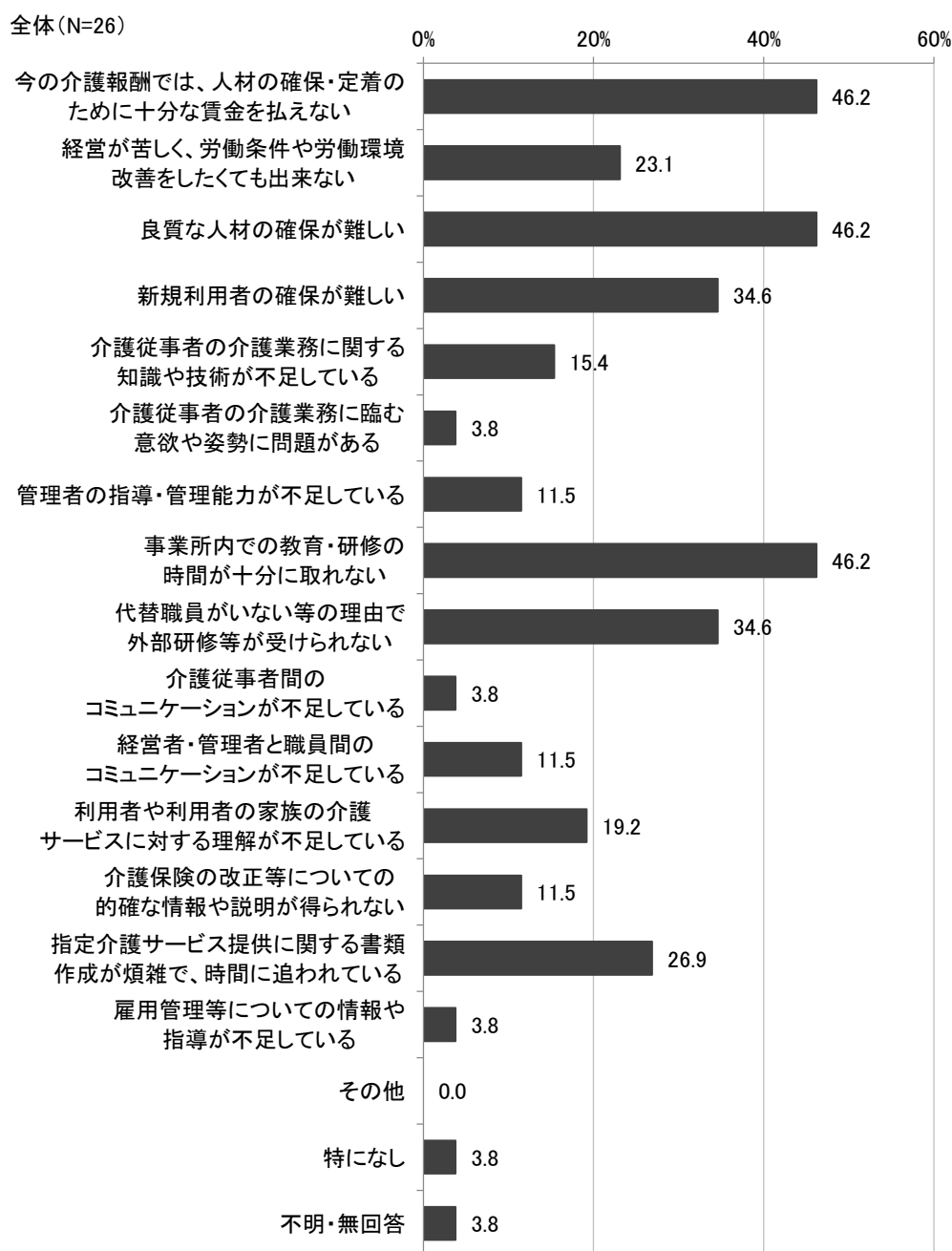
【課題】

- 介護者に向けた認知症に関する介護負担の軽減が課題
- 介護に関する多様な生活シーンに対応する工夫・手法の開発や支援
- 「入浴・洗身」、「排泄ケア」等、家庭内の介護において、さまざまなシーンに関する技術や方法についての講座を開催するなどの支援

(3) 介護サービス事業者調査結果から

ア サービスを提供する上での問題や課題

サービスを提供する上での問題や課題については、「今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」、「良質な人材の確保が難しい」及び「事業所内での教育・研修の時間が十分に取れない」がいずれも46.2%と最も高くなっています。

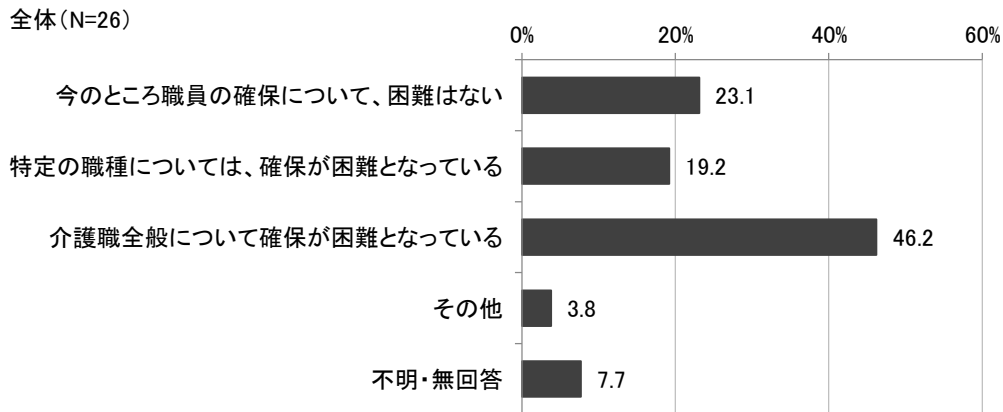


【課題】

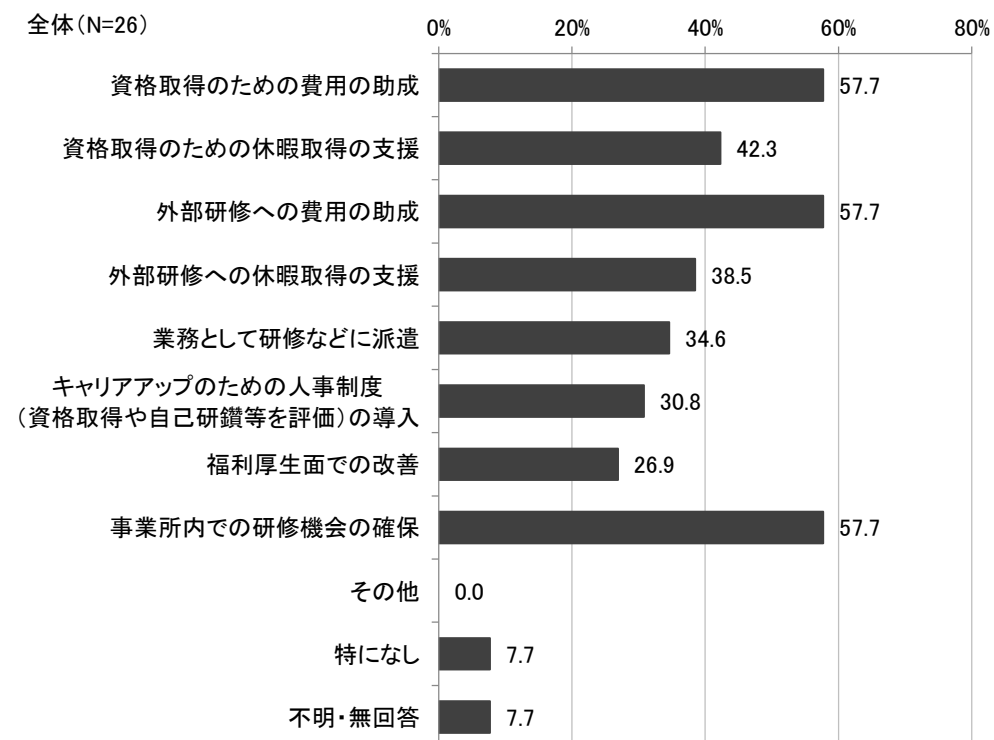
- 良質な人材確保とそのための賃金保障が追い付かない状況への対応
- 介護人材の獲得に向けた介護職のイメージアップ
- 職員のスキルアップのための教育・研修時間の確保

イ 人材の確保・育成について

介護従業者の確保については、「介護職全般について確保が困難になっている」が46.2%と最も高く、次いで「今のところ職員の確保について、困難はない」が23.1%となっています。



人材育成のための取り組みについては、「資格取得のための費用の助成」、「外部研修への費用の助成」及び「事業所内での研修機会の確保」がそれぞれ57.7%と最も高く、次いで「資格取得のための休暇取得の支援」が42.3%となっています。

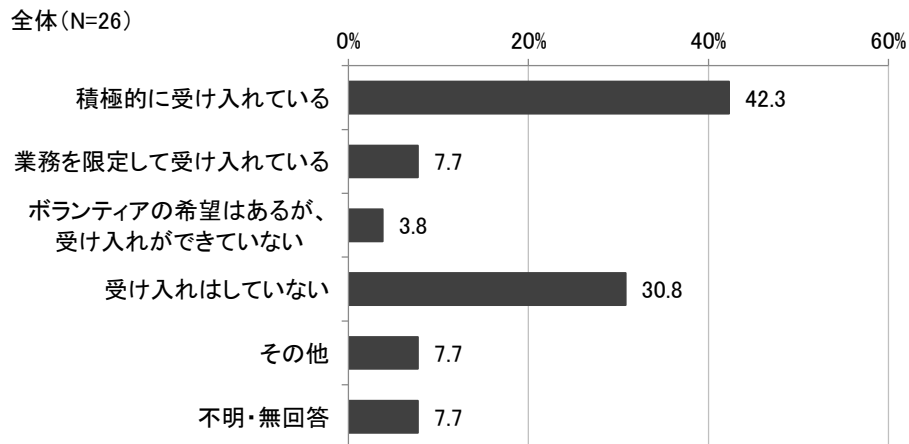


【課題】

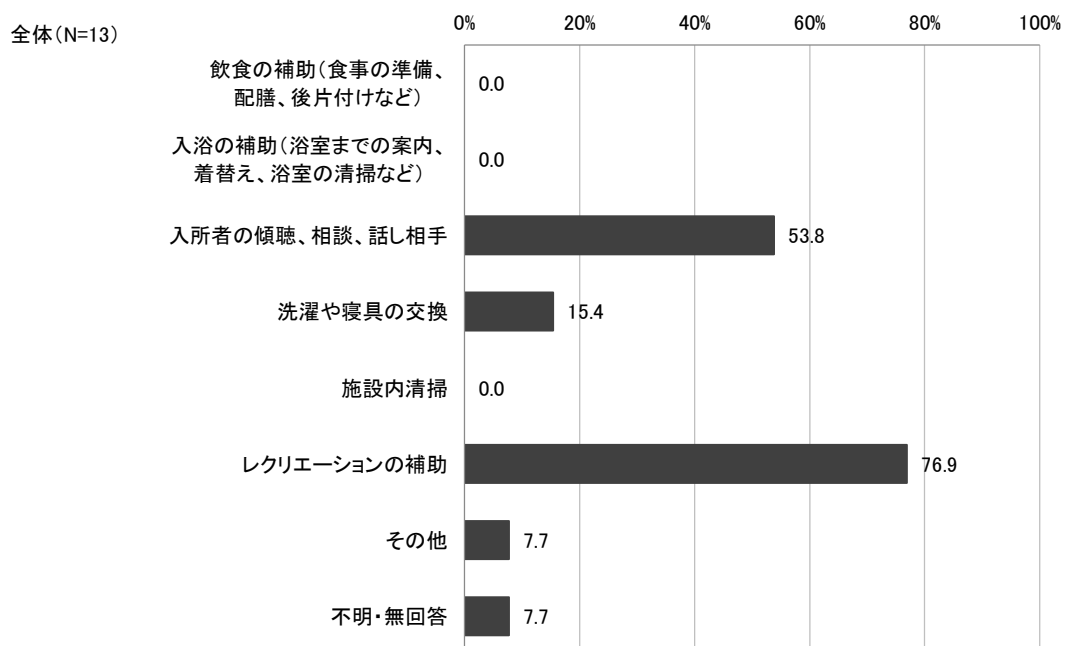
- 介護職に就く人材確保のため、仕事のやりがいや使命感・達成感のアピール
- 外部研修費の助成に関して、キャリアアップ支援が魅力となることを訴求
- 研修機会や資格取得についての助成や育成に恵まれた業界であることをPR

ウ ボランティアについて

ボランティアの受け入れについては、「積極的に受け入れている」が42.3%と最も高く、次いで「受け入れはしていない」が30.8%となっています。



ボランティアを受け入れている業務については、「レクリエーションの補助」が76.9%と最も高く、次いで「入所者の傾聴、相談、話し相手」が53.8%となっています。



【課題】

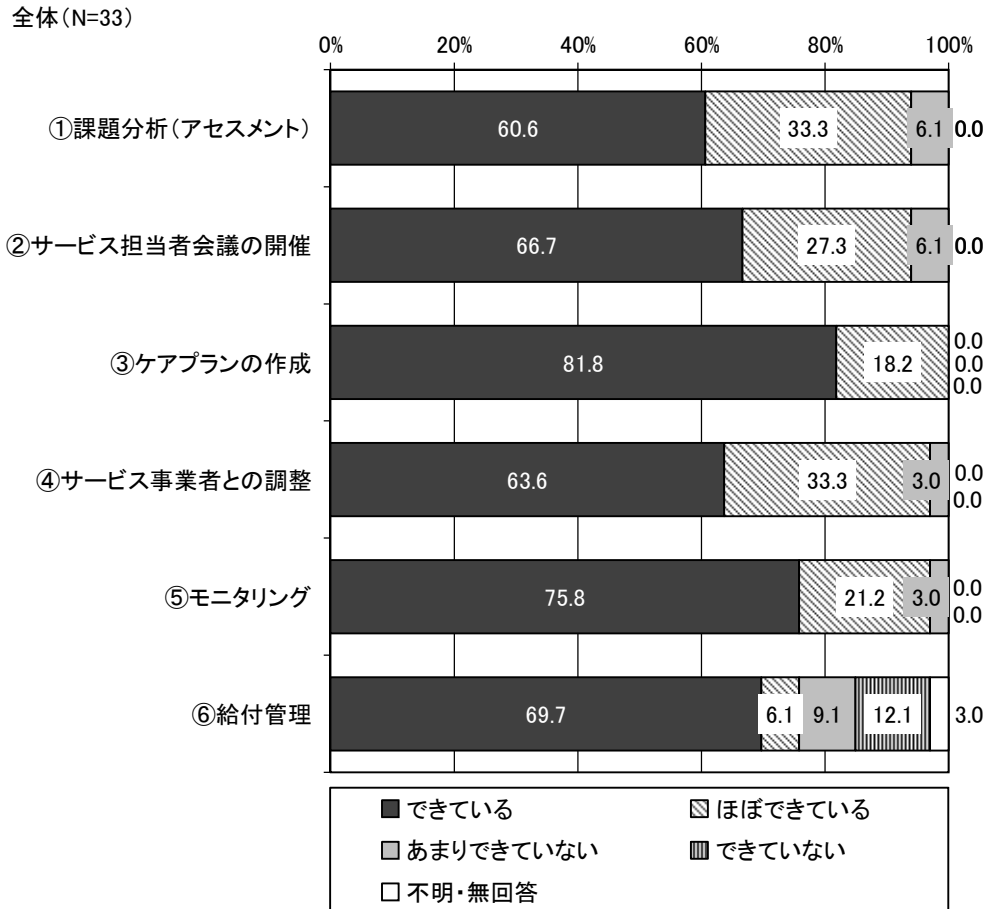
- 介護職の人材不足を補完するボランティア人材の有効的活用
- 業務内容の課業管理（タスクコントロール）による効率的な人員配置

(4) 介護支援専門員調査結果から

ア 業務の実施状況

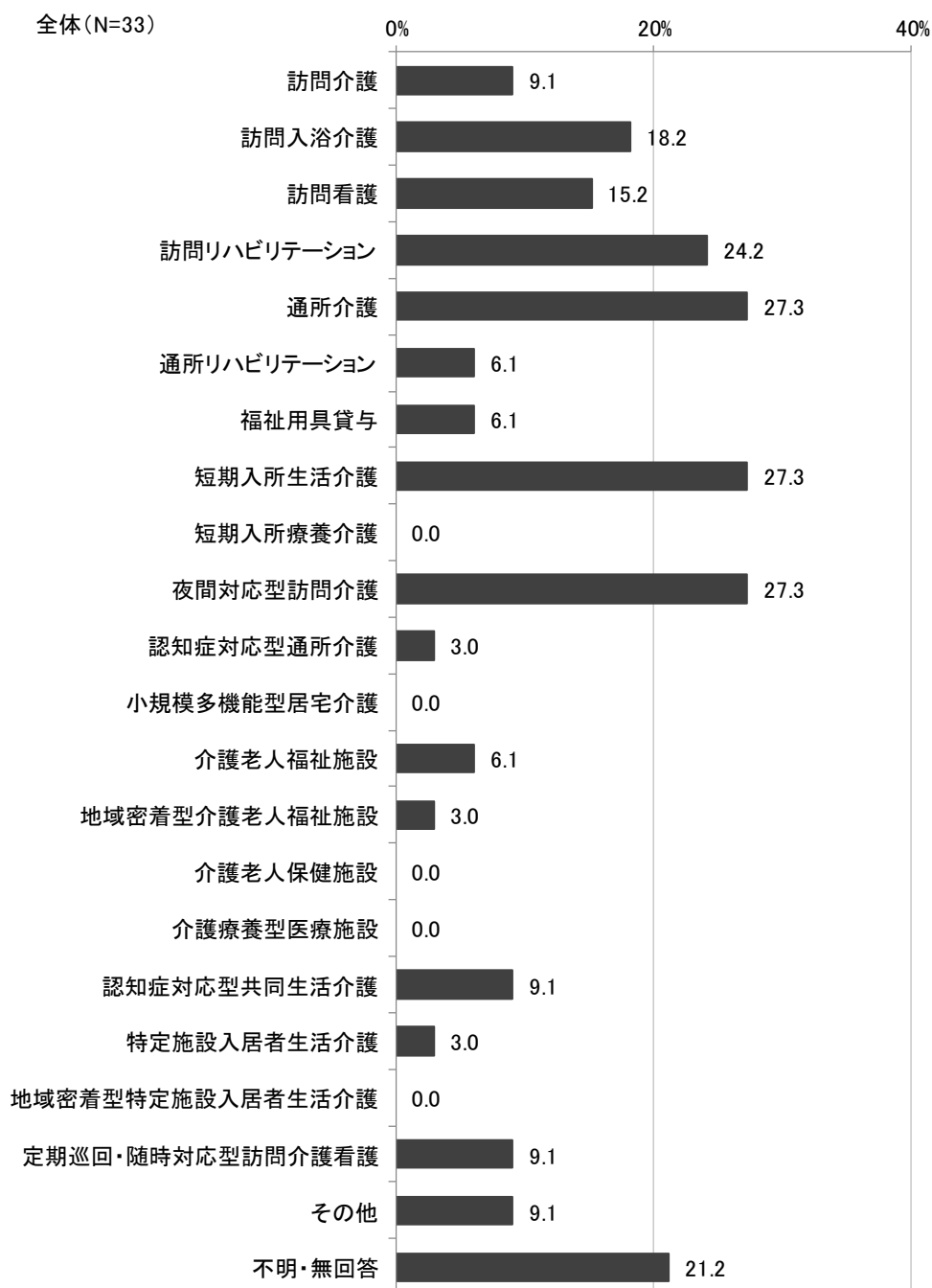
介護支援専門員としての業務の実施状況についてみると、ほとんどの項目で、「できている」と「ほぼできている」を合わせた『できている』が8割以上となっています。

一方、⑦給付管理では「できていない」が12.1%と、他の項目に比べ比較的高くなっています。



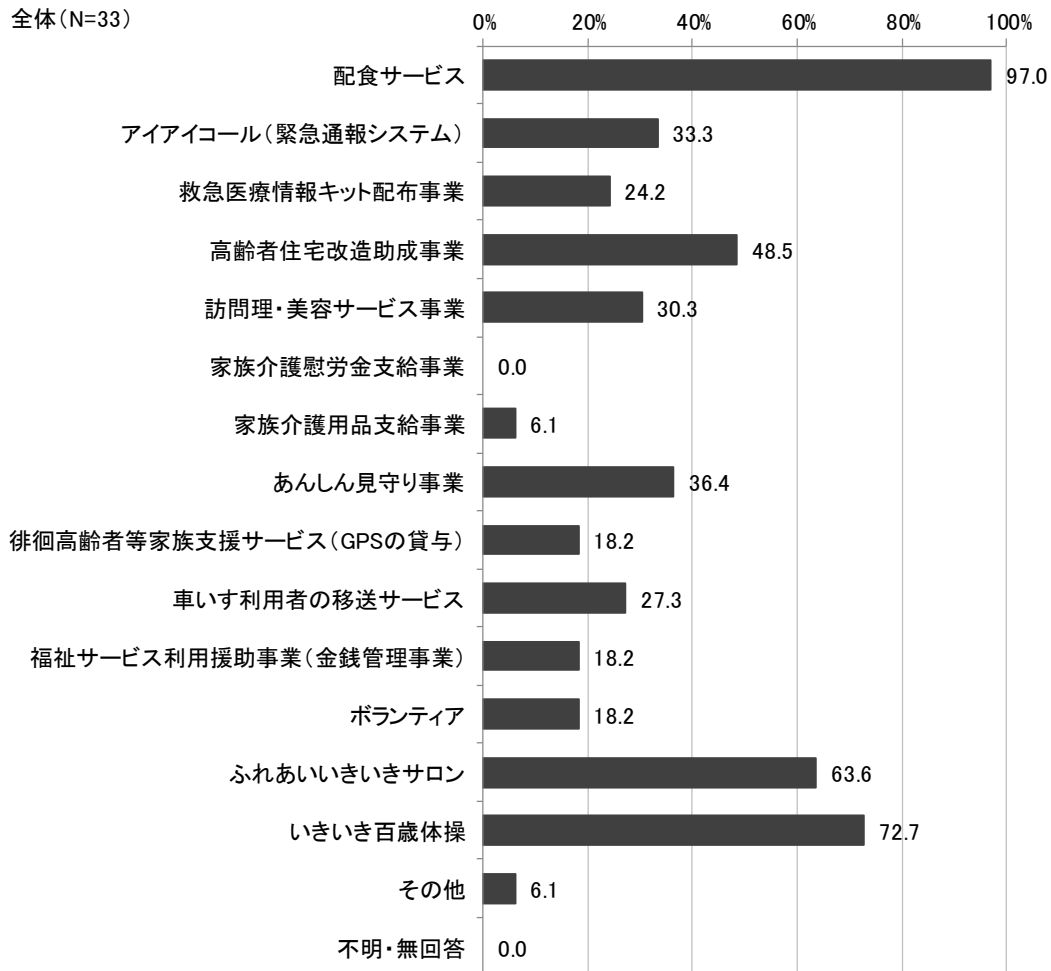
イ 不足していると思われる介護保険サービス

介護サービス計画（ケアプラン）を作成するに当たり、量的に不足していると思われるサービスについてみると、「通所介護」、「短期入所生活介護」及び「夜間対応型訪問介護」がいずれも 27.3%と最も高く、次いで「訪問リハビリテーション」が 24.2%となっています。



ウ よく活用・紹介する高齢者福祉サービス

介護保険のサービス以外の高齢者福祉サービスでよく活用したり、利用者に紹介したりしているサービスについてみると、「配食サービス」が97.0%と最も高く、次いで「いきいき百歳体操」が72.7%、「ふれあいいいききサロン」が63.3%となっています。



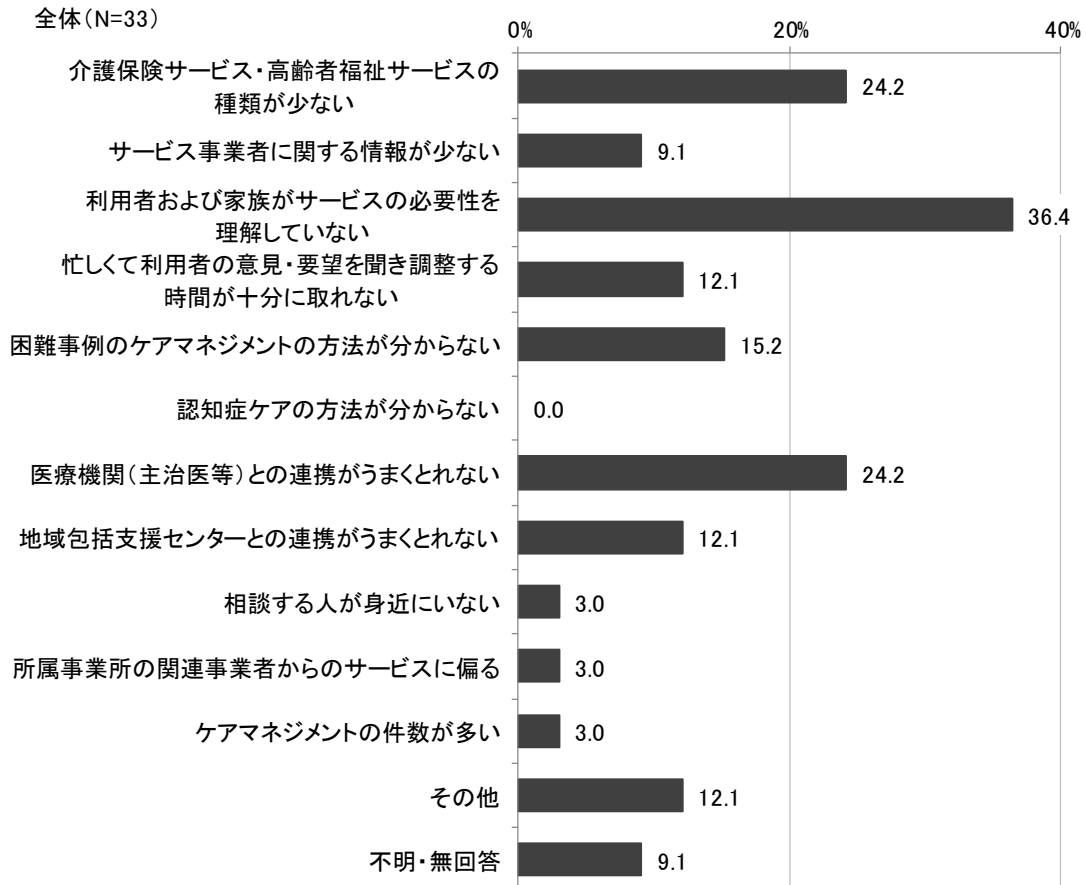
エ 今後充実が必要だと思う介護保険外サービス

今後充実が必要だと思う介護保険外サービスについての記述式回答では、以下のような意見がみられました。

- 通院送迎サービスや移動支援サービスといった移送サービス、交通手段の充実
- 送迎を含む買い物同行や通院への同行
- 運動以外での、週1回程度の定期的な集いの場
- 掃除や整理、ゴミ出しなどの高齢者世帯への生活支援、家事援助サービス
- 訪問診療医、病院内の移動を介助するボランティア
- 見守りサービス(安否確認)や自費ヘルパーなど

オ 介護支援専門員の課題

介護支援専門員の業務を行う上で課題として考えていることについてみると、「利用者および家族がサービスの必要性を理解していない」が36.4%と最も高く、次いで「介護保険サービス・高齢者福祉サービスの種類が少ない」及び「医療機関（主治医等）との連携がうまくとれない」がいずれも24.2%となっています。



【課題】

- 介護支援専門員のさらなる質の向上、自己評価を高めるためのスキルアップと業務分掌の調整
- 通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護等、不足しがちなサービスの提供増への取り組みと補完対応
- 現場の声を反映した保健福祉サービスの拡充
- 個々の認定者が本当に必要なサービスについての理解促進
- 医療連携、サービス事業者同士の情報交流等、円滑で効果的な利用を促進するための包括的なケアマネジメント支援体制の確立

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、第7期計画における目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの構築とともに、現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に置きながら、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えたものである必要があります。

そのため、第7期で掲げられた基本理念をベースとしながらも、地域における支援の輪がさらに広がるよう、基本理念を次のように設定します。

**地域で理解しあい、助けあい、支えあい
絆ひろがる あいのまち**

2 基本目標

基本理念である「地域で理解しあい、助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち」とともに、地域包括ケアシステムの構築や「地域共生社会」を実現するため、次の4つの基本目標を設定し、総合的に取り組みを推進します。

〔基本目標1〕 地域で支える・支えあう基盤づくり

高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにするため、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していきます。

中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を目指し、地域と保健・医療・介護・福祉との連携を推進していくことで、高齢者に対して適切なコーディネートができるよう努めるとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。

市では、社会福祉協議会と連携し、ふれあいいいききサロンをはじめとした住民相互の支えあい活動を推進しています。さらに、新たな地域人材の参加を求め、高齢者をはじめとした地域住民が地域活動に参加し、支援が必要な人を支えていくことができる環境づくりを推進します。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、多様なサービス主体によるサービスの確保に努めます。

【基本目標2】健康長寿のまちづくり

引き続き、人口減少や少子化・高齢化が予測される本市において、高齢者が生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるよう、健康づくり・生活習慣病予防とともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。

さらに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも役割や生きがいを持ちながら過ごすことができるよう、高年クラブ活動や生涯学習、レクリエーションスポーツ活動を推進するなど、社会参加活動の支援を行います。また、高齢者が培ってきた豊かな知識や経験等を社会で活かすことができるよう、就労機会の確保や高齢者が働きやすい職場環境づくりにも取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

【基本目標3】いつまでも住み続けられるまちづくり

今後、増加が懸念される認知症高齢者に適切に対応するため、認知症に対する正しい理解の普及や地域での支援体制を整備し、早期の予防・早期発見に努めます。また、早期発見後、早期の診断・治療につながるよう、かかりつけ医との連携のもと、医療と介護が一体化した認知症の人への支援体制づくりに取り組むなど、認知症施策を推進します。

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができるよう、相談体制を強化するとともに、その人の実情に応じた様々なサービスを提供して地域生活を支援します。

また、過去の災害や感染症の流行等を背景として、柔軟かつ創意工夫を凝らした積極的な取り組みが求められます。そのため、緊急時等における高齢者支援の強化に取り組みながらも、高齢者の居住環境の整備や在宅生活の支援、高齢者の権利擁護を推進するなどにより、高齢者がいつまでも住み続けられるまちづくりを進めます。

【基本目標4】持続可能な介護保険事業の基盤づくり

重度の要介護者、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加等を踏まえつつ、中長期的な視点とともに、高齢者や家族が安心して介護保険サービスを利用できるよう、持続可能な介護保険制度の基盤づくりを目指し、介護サービスの充実や介護サービスの質の向上に取り組めます。

また、利用者がサービスを円滑に利用できるよう、要介護認定を適切に行い、サービス選択に対する支援、低所得者への支援を図ります。

さらに、必要な人に必要なサービスを提供するため、介護給付費等の適正化に取り組めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本的な施策の方向
地域で理解しあい、助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち	[基本目標1] 地域で支える・ 支えあう基盤づくり	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 相談支援体制の充実
		(3) 地域で支えあう仕組みづくりの推進【重点項目】
		(4) 見守り体制の整備
		(5) 地域ケア会議の推進
		(6) 小地域での助けあいの推進
		(7) 医療・介護の連携強化
		(8) 介護に取り組む家族等への支援
	[基本目標2] 健康長寿の まちづくり	(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
		(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【重点項目】
		(3) 生きがいづくりや社会参加の促進【重点項目】
	[基本目標3] いつまでも住み続け られるまちづくり	(1) 認知症対策の推進【重点項目】
		(2) 居住環境の整備
		(3) 災害時や感染症など、緊急時等における高齢者支援の強化
		(4) 在宅生活の支援
		(5) 高齢者の権利擁護等の推進
	[基本目標4] 持続可能な介護保 険事業の基盤づくり	(1) 介護サービスの充実
		(2) 介護サービスの質の向上
		(3) サービスを円滑に利用するための支援
		(4) 介護給付適正化の推進【重点項目】
(5) 介護人材の確保に向けた取り組み		

第4章 施策の展開

〔基本目標1〕地域で支える・支えあう基盤づくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

ア 地域包括支援センターとの連携強化

現状と課題

本市では、地域包括支援センターを1箇所設置し、日常生活圏域ごとに設置した在宅介護支援センターをブランチと位置づけ、さまざまな関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。平成27年度からは、新たに在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等に係る事業が、地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられています。そのため、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、関係機関との協力・連携体制をさらに強化していく必要があります。

■地域包括支援センターの機能強化の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
市と地域包括支援センターの定例会	12回	12回	12回
在宅介護支援センター連絡会	12回	6回	6回

今後の方向性

日常生活圏域ごとの課題解決を進めていくため、在宅介護支援センターに加え、社会福祉協議会、保健センター等の関係機関はもとより、地域住民等との連携強化に努めていきます。

イ 適切な介護予防ケアマネジメントの推進

現状と課題

地域包括支援センターにおいて、要支援認定者等のニーズに合った介護予防や自立支援の視点を踏まえた日常生活支援が、高齢者自らの選択に基づいて包括的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを進める必要があります。また、介護予防ケアマネジメント等を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託する場合、サービス担当者会議に必ず地域包括支援センター職員が同席し、適切なケアマネジメントを実施するよう指導する必要があります。

■介護予防ケアマネジメントの状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
介護予防ケア マネジメント件数	8,014 件	7,934 件	8,000 件
居宅介護支援事業所へ の委託件数	2,451 件	2,417 件	2,450 件

今後の方向性

より適切な介護予防ケアマネジメントを実施していくことができるよう、介護保険サービスの枠組みにとらわれることなく、地域資源の発見や活用を進めるなど、自立支援の選択肢の増加に努めていきます。

ウ 地域包括支援センターへの支援強化

現状と課題

地域包括支援センターが効果的かつ継続的に運営できるよう、地域包括支援センター運営協議会による継続的な評価・点検の強化に努めています。また、日常生活圏域ごとに在宅介護支援センターを設置し、身近な場所の相談拠点として、地域の要援護高齢者やその家族等の福祉の向上を図っています。引き続き、地域包括支援センターの業務内容や体制の改善を図るため、定期的な点検・評価を実施していく必要があります。

■地域包括支援センター運営協議会の開催状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
運営協議会の開催回数	3 回	3 回	3 回

今後の方向性

今後も、地域包括支援センター職員自らが、自身の職務や役割を明確にするため、PDCA サイクルによる点検・評価を取り入れた業務展開を継続していきます。

エ 地域包括支援センター職員の確保と資質の向上

現状と課題

地域包括支援センターの果たすべき役割が増えている中、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加により、地域包括支援センターで対応すべき問題が複雑多様化しています。そのため、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、適切な人員体制の確保に努めるとともに、センター職員一人ひとりの知識や技術の向上が図られるよう各種研修等へ参加するなど、継続的な取り組みを進めていく必要があります。

■スキルアップ研修・講習等の受講状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
受講回数	81回	69回	60回

今後の方向性

各種研修等に参加することにより、他市町村の最新情報などを把握するとともに、事業の進め方などを学ぶ中でスキルアップを図ることで、地域支援事業の推進を図ることができるよう努めます。

(2) 相談支援体制の充実

ア 相談支援体制の整備

現状と課題

高齢者とその家族が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを中心に、介護保険制度、介護予防、権利擁護等の保健・福祉等、全般の総合的な相談支援体制の充実を図っています。

また、平成29年4月より「地域包括支援センター」と「障害者基幹相談支援センター」を同フロアに設置し、高齢者と障害者の属する世帯が抱える問題を一体的に支援する体制の整備を行いました。

さらに、市の介護・保健・福祉の担当窓口や関係機関との連携を強化し、地域における適切なサービス、機関又は制度利用につなげる等の支援を進めていく必要があります。

■相談支援体制の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
地域におけるネットワークの推進	138件	128件	130件
包括による実態把握	192件	157件	160件
総合相談	1,956件	1,749件	1,800件

今後の方向性

地域包括支援センターの情報発信・周知による認知度向上を図るとともに、地域住民や介護支援専門員、医療や介護の関係機関の方が、相談しやすい環境並びに体制整備に努めていきます。

イ 地域包括支援センターの周知

現状と課題

地域包括支援センターが、介護・福祉・健康・医療等の相談窓口として広く住民に活用されるよう、さまざまな機会を通じて周知に努め、より身近な相談窓口となるよう、さらなる普及啓発を図る必要があります。

今後の方向性

市の広報紙や各種会議など、あらゆる機会を捉えて周知していくとともに、職員自らが地域に出向き、周知を図ることができるよう努めます。

ウ 生活自立相談窓口の設置

現状と課題

家族の病気やひきこもりなど、何らかの事情で経済的な困窮状態に陥っている人（生活困窮者）を対象に、自立に関わる相談支援や就労に関する支援を実施しています。ひきこもりの長期化等により本人とその家族が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう状況が生じています。

■生活自立相談の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
生活自立相談件数	104 件	59 件	100 件
内 65 歳以上の高齢者	42 件	12 件	30 件

今後の方向性

ひきこもり者の実態を把握し、社会的孤立・生活困窮者をなくすため、各部署と連携し、自立に向けた支援を行っていきます。

エ 高齢者の実態把握

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、高齢者の生活状態等を把握し、心身の状況悪化や孤立の状況等の早期発見・早期対応を目的として、在宅介護支援センターによる実態把握を行っています。支援が必要な人は、速やかに適切な機関へつないでいます。しかしながら、専門職だけが関わり解決するのではなく、地域とのつながりを断ち切らずに支援を進めていくことが必要です。

今後の方向性

支援が必要な人に対し、専門職だけでなく地域住民も巻き込みながら、支援・見守り体制を構築していく方法を検討していきます。

(3) 地域で支えあう仕組みづくりの推進【重点項目】

ア 多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備

現状と課題

地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向け、地域資源の把握を行うとともに、平成30年から配置された第2層生活支援コーディネーターを中心として、地区の資源と高齢者のコーディネートを行っています。今後、さらに地域での資源・課題の把握にあたるため、各地区の「協議の場」に参加することにより、市・第2層生活支援コーディネーター・地域住民とともに、各地域課題について話し合う機会を確保していくことが求められています。

また、第2層生活支援コーディネーターと協力し、地域に不足しているサービス・支援体制の創出を図るとともに、担い手の養成、関係者間の情報提供やサービス提供主体間の連携の体制づくりを進める必要があります。

今後の方向性

住民と、さまざまな地域資源をつなぐよう働きかけを進めるのみならず、支援の担い手の養成や、介護保険サービスだけでなく多様な主体によるサービスの立ち上げへの支援に努めていきます。

イ 住民の自主活動支援や地域づくりの支援

現状と課題

介護予防に資する住民の自主的な活動や、社会福祉協議会による「ふれあいいいきサロン」の活動を支援するとともに、保健センターが開催するフレイル予防講座に栄養士・歯科衛生士を派遣し、身近な場所での介護予防の取り組みの充実を図り、住民の自主的な介護予防活動の育成や継続を支援しています。「いきいき百歳体操」を活用した自主活動グループの立ち上げ支援等を通して、地域における高齢者の通いの場を住民との連携により普及・拡大し、介護予防に向けた地域づくりを推進しています。令和元年度から地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び第2層生活支援コーディネーターの三者による地域資源の訪問も行い、各地区の資源の把握、継続支援に努めました。また、第2層生活支援コーディネーターを中心に地域づくりに関する講座を住民向けに開講し、地域づくりへの意識づけや、住民の自主的な活動支援を促進しています。

■自主活動や地域づくりへの支援状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
三者訪問回数	-	60回	50回
地域づくりに関する講座の開講数	-	11回	20回

今後の方向性

把握してきた地域資源について見える化を進めるとともに、自主活動の少ない地域に向けてのアプローチを行います。また、引き続き地域づくりに関する講座を開講し、自主活動や地域づくりについての啓発活動に努めます。

施策にかかる目標の設定

<地域づくりに関する自主活動の新規グループ数の増加>

【新たな集いの場の数の増加】

現状値

目標値

0 グループ

10 グループ

(令和2年現在)

(令和5年)

ウ シルバー人材センターによる生活の支援

現状と課題

さまざまな生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスのみならず、地域の高齢者が働くことを通じて生きがいをもち、地域社会の活性化を図るための組織であるシルバー人材センターが、生活支援サービス「まごころサービス」を実施しています。

「まごころサービス」は、掃除、食事づくり、洗濯等の家事支援、見守り、話し相手等の生活支援、散歩、買い物、通院等の外出支援等、高齢者等の日常の困りごとを支援するサービスとなっています。さらなるサービスの充実のため、会員確保に向けた働きかけ等の支援を行う必要があります。

■シルバー人材センターによる生活支援の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
利用者数	98人	95人	100人
就業延べ人員	294人	281人	300人

今後の方向性

サービスの担い手となるシルバー人材センターの会員確保への働きかけに向け、関係部署と協議を進めていきます。さらに、事業の積極的な普及啓発を行います。

(4) 見守り体制の整備

ア 見守りSOSネットワーク事業の推進

現状と課題

少子高齢化の進展に伴い、高齢者が増加し、認知症が原因による高齢者の行方不明届出件数や事故件数の増加などが社会問題になる中、高齢になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けていただくため、地域における見守り支援の強化を行っていくことが重要です。

また、市内のさまざまな機関やサービス事業所の協力を得ながら、行方不明等になった認知症高齢者等の捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークを推進することが求められています。

■見守りSOSネットワークの状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
見守りSOSネットワーク 事前登録者数	26人	28人	20人
新規見守り協力機関登録事業所	0箇所	9箇所	5箇所

今後の方向性

見守りSOSネットワークの普及啓発のため、引き続き、地域での見守り声かけ訓練を実施していきます。また、協力機関の増加に向けて働きかけるとともに、認知症サポーター養成講座の受講を進めていき、協力機関へのアフターフォローを検討していきます。

イ 地域における見守り活動の推進

現状と課題

民生委員・児童委員や民生・児童協力委員を中心とした地域住民相互の見守り体制や認知症サポーターによる見守り活動を推進するための支援が求められています。

また、地域住民による見守り活動を進めていくため、見守りボランティアを希望する地域住民に対し、関係機関と連携し、養成講座や研修を実施することが必要です。

今後の方向性

認知症サポーター養成講座の受講層拡大のため、普及啓発に努めます。また、地域での見守り声かけ訓練を継続して実施していきます。

(5) 地域ケア会議の推進

ア 地域ケア会議の実施

現状と課題

地域包括支援センターによる「地域ケア会議」を定期的に行い、支援方法等の検討を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援や地域課題の把握、地域のネットワーク構築につなげることが求められています。また、地域課題の解決に向けた施策の検討を進めながら、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、これらの取り組みが好循環を生む地域づくりを進める必要があります。

さらに、地域ケア会議を通じた、介護支援専門員の資質向上に取り組んでいます。

■地域ケア会議の開催状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
自立支援型 地域ケア会議	9回	11回	10回
つながり会議	14回	20回	10回
ケアマネ支援会議	3回	3回	3回
地域包括ケアシステム 推進会議	2回	2回	2回

今後の方向性

地域及び全市での地域ケア会議の実践を積み、地域課題の把握から地域資源開発や政策形成に結びつけ、地域づくりを進めます。

(ア) 自立支援型地域ケア会議

自立支援型地域ケア会議では、比較的軽度の介護保険サービス利用者を対象に、多職種（保健師・作業療法士・理学療法士・栄養士・歯科衛生士・薬剤師）の助言者による「自立支援」に向けたケアプランの作成を支援します。多職種が主に自立を阻害する課題・問題について検討することで、「自立支援」の規範的統合を図ります。また、今後は、会議で提案された助言を実現可能なものとするため、専門職による訪問支援の実施を検討していきます。

(イ) つながり会議（地域ケア個別会議）

つながり会議では、認知症、高齢者虐待、家族間トラブル等により援助が困難な事例や複合化した課題を抱える地域や個人に対する支援について検討します。地域住民や医療機関、各種団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域包括支援センターの活動に反映させるとともに、地域が抱える課題解決に向けて積極的に取り組みます。

(ウ) ケアマネ支援会議

介護支援専門員の抱える事例について、主任介護支援専門員が一緒に再検討を行うプロセスを通じて介護支援専門員のケアマネジメント等の支援の質を高めることを目的として実施します。主任介護支援専門員委員会にて、年3回開催することとします。

(エ) 地域包括ケアシステム推進会議

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、福祉、保健、医療等の各機関からの情報、指導、助言等を総合的に調整し、高齢者への適切な支援体制づくりを推進するための検討を行います。この会議は市レベルでの対策を検討する場であり、情報の共有や集約を図る場となります。必要に応じて、政策形成への検討や介護保険審議会への提案を審議するなど、第1層の協議体としての役割を果たします。

(6) 小地域での助けあいの推進

ア 支えあい活動の推進

現状と課題

社会福祉協議会及びその支部、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、ボランティア等が中心となって、小地域の福祉ネットワークづくりに取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員を中心として地域住民相互の見守り体制や要援護者に対する支援ネットワークづくりを推進しています。

今後の方向性

引き続き、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域ネットワークづくりを進めていくとともに、地域において高齢者の憩いの場であるふれあいいきいきサロンについて支援します。

さらに、ボランティアグループ等の民間団体への情報提供や社会貢献活動への参加を促し、福祉コミュニティの充実を図っていきます。

イ ふれあいいきいきサロン事業の推進

現状と課題

社会福祉協議会では、地域の支えあいを目指し、ふれあいいきいきサロンの実施を推進しています。ふれあいいきいきサロンは、地域のより合い、見守りの場及び仲間づくりの場としての機能を持ち、住民が主体となって実施されています。

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、地域の高齢者が参加しやすいよう工夫していくことが必要です。

■ふれあいいきいきサロンの状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
ふれあいいきいきサロン 実施箇所数	23箇所	23箇所	22箇所
実施回数	281回	262回	260回

今後の方向性

生活支援コーディネーターと連携しながら、必要な高齢者が参加できるよう住民への周知及び活動継続への支援に努めます。

ウ ボランティア活動の推進

現状と課題

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、ボランティア等による「介護予防」及び「生活支援」が一層求められていることから、高齢者が地域とのつながりの中で安心して暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会が実施しているボランティア活動の支援を推進し、見守りや相互支援のネットワークの構築に努めています。住民の生活課題が多様化・複雑化する中で、ニーズに沿ったボランティアを養成するため、新たなボランティア活動者の発掘が必要です。

■ボランティア講座の状況

項目	平成30年度		平成31/令和元年度		令和2年度(見込)	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
傾聴ボランティア入門講座	-	-	4回	46人	-	-
傾聴ボランティア中級講座	1回	21人	-	-	1回	20人
移送サービス ボランティア講座	2回	15人	2回	13人	1回	10人
あいおい運転 ボランティア研修会	1回	14人	1回	11人	1回	9人
生活支援・介護予防 サポーター養成講座	-	-	2回	43人	1回	20人

今後の方向性

引き続き、住民相互の支えあい活動の裾野を拡げるべく、さまざまなボランティア講座を開催していきます。

(7) 医療・介護の連携強化

ア「在宅医療」の普及啓発

現状と課題

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現に向け、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

市は、地域包括ケアシステムの構築を目指す取り組みの一環として、住民が安心して自宅で療養生活を送ることができる体制を整備する必要があります。医療職・介護職等の多職種が参加する合同研修会等で市の医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や進め方の全体像を協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策展開を図っています。

また、住民のための在宅医療介護連携であることを念頭におき、地域住民のニーズを把握する必要があります。

■医療・介護連携の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
病院・在宅連携推進会	2 回	2 回	2 回
多職種連携研修会会議	4 回	3 回	3 回

今後の方向性

住民のニーズより施策を立案し、住民に対しても「在宅療養・介護」及び「在宅看取り」の可能性について周知していきます。

(ア) 在宅医療の普及啓発

平成 28 年度に兵庫県が策定した地域医療構想では、西播磨地域における令和 7（2025）年の在宅医療需要（患者数）は、平成 25 年の約 1.8 倍と見込まれています。

また現状では、医療機関の療養病床への入院患者が、令和 7（2025）年には、後期高齢者数の増加等により、在宅へ復帰することが余儀なくされることが予測されています。日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、自宅での療養生活を可能とする「在宅医療」が、在宅医療・介護連携の推進に合わせて広く普及されていく必要があります。

こうした背景のもとで、人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者の願いに応え、高齢者が療養生活のあり方を自ら選択した上で、安心して在宅での生活を継続できるよう、地域包括支援センター、介護支援専門員等を通じて「在宅医療」の普及啓発を図ります。

(イ) 地域の医療・介護資源の把握

高齢者が、在宅で療養生活を送るための地域資源について知り、自分の状態に合う医療や介護サービスを本人が主体的に選択できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力のもとマップ・リストの作成に取り組みます。また、その情報を活用して情報提供を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有を支援します。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

本人の意向や心身の状態、住環境、家族の介護力等、一人ひとりの状況に沿った適切な医療・介護を提供できるよう、医療職・介護職のネットワークづくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

(エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

個別の患者情報に関する医療機関と介護支援専門員との連携を図るため、医療と介護の連携シート等既存の連携ツールの活用を図ります。

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

疾病や加齢等により、医学的管理の下で療養生活を送ることになった高齢者や家族、医療・介護関係者に、入院・外来の他に「在宅医療」という選択肢があることや、在宅医療を支えるさまざまな地域資源について案内するため、在宅療養のための医療情報等をまとめた「ケアマネタイム」の作成と情報の更新に取り組みます。また、入院・転院・退院時の相談にきめ細かく対応するための関係者間のネットワークの構築を図ります。

(カ) 医療・介護関係者の研修の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切な医療と介護が提供されるよう、医療職は高齢者の生活や介護面を考え、介護職は高齢者の心身の状態を医療面も含めて正しく知ることができるよう、医療職と介護職等が相互の専門性や役割を学ぶ多職種連携研修等の取り組みを検討します。また、「自立支援型地域ケア会議」を活用し、多職種間で顔の見える関係を築くとともに、高齢者の在宅生活を支えるための事例の積み上げをしていき、多職種が「自立支援」への共通認識を持ちながら、医療・介護連携の実践スキルや知識の向上を図ります。

(8) 介護に取り組む家族等への支援

ア 介護用品支給事業

現状と課題

介護用品支給事業は、在宅での家族介護の精神的及び経済的負担軽減を図るため、在宅の寝たきりや認知症高齢者を介護している家族に対し、年10万円の範囲内で介護用品（おむつ・尿とりパット・清拭剤・使い捨て手袋等）を支給する事業です。

適切な家族介護が図られるよう、周知強化に努めながら制度のあり方を検討し、利用促進を図ります。

■介護用品支給事業の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
事業利用人数	10人	12人	11人

今後の方向性

介護用品支給事業は、精神的にも経済的にも介護者の負担軽減として効果があると考え、今後も制度の見直しを行いながら事業を継続していきます。

イ 家族介護慰労金支給事業

現状と課題

家族介護慰労金支給事業は、過去1年間介護サービスを受けることなく家族で介護している家庭に、年額12万円の慰労金を支給し、家族介護の促進を図る事業です。制度のあり方を検討しながら、今後も継続的に実施します。

■家族介護慰労金支給事業の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
事業利用人数	1人	1人	1人

今後の方向性

在宅生活を送る上で必要な事業であるため、事業内容の見直しを行いながら継続していきます。

ウ ひとり歩き高齢者等家族介護支援サービス事業

現状と課題

本事業は、ひとり歩き行為が認められる認知症等の高齢者を介護している家族に対して、ひとり歩きした際に早期発見できる位置検索システム専用端末機を貸与するものです。

潜在的な需要はあると思われませんが、端末機をひとり歩き行為が認められる高齢者に持たせていても、本人が端末機を外してしまうおそれがあるなど、普及上の課題が見られます。関係機関と連携して課題を把握の上、さらなる有効な見守り支援を検討し、ひとり歩きのおそれがある高齢者の保護に取り組んでいきます。

■ひとり歩き高齢者等家族介護支援サービス事業の状況（新規申請者）

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
新規事業申請者数	4人	5人	6人

今後の方向性

広報掲載等により、事業の周知を図ります。

エ 介護者同士のつどいの場の充実

現状と課題

社会福祉協議会において、自宅で介護をする際に抱えがちな悩み、日頃の介護での出来事や心の葛藤を打ち明けあけられる場、介護者同士が気軽につどえる場及び情報交換の場となることを目的に介護者のつどい「あ・うんの会」の運営支援を行っています。

■介護者同士のつどいの場の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
定例会・交流会実施回	11回	10回	8回

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
参加者数	132 人	109 人	90 人
会員数	17 人	20 人	18 人

今後の方向性

引き続き、世話人が無理のないように活動を継続できるように支援していきます。

オ ショートステイ等の充実

現状と課題

一時的に養護老人ホームでの援護が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームの空きベッドを活用して短期間宿泊し、日常生活に対する指導・支援を行う事業です。在宅にて介護に取り組む家族等が不在又はひと休みしたいときなど、一時的に施設に入所することにより、介護者の負担軽減を図ります。

■ショートステイの利用状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
短期入所日数	29 日	9 日	45 日
利用実人数	3 人	1 人	5 人

今後の方向性

虐待事案など緊急性が高い場合にも活用できるため、今後も継続して実施します。

カ 相談、傾聴、助言等の支援

地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び社会福祉協議会、さらに平成 29 年 4 月から設置している子育て世代包括支援センターや障害者基幹相談支援センターが連携し、仕事との両立や経済的な困難を抱える人、10 代や 20 代の若年層介護者（ヤングケアラー）、介護と子育てを同時に行う人（ダブルケアラー）等、さまざまな問題を抱える相談者に対する支援体制の充実に努めます。

キ 情報提供や介護技術の講習等の充実

基礎的な介護の知識や技術が気軽に学べる社会福祉法人による家族介護教室のさらなる充実や、お元気コールやあんしん見守り事業等、介護者が安心して介護を続けることができるよう、支援の充実に取り組みます。

〔基本目標2〕健康長寿のまちづくり

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

ア 健康教育「集団健康教育・個別健康教育」

現状と課題

生活習慣病予防、健康増進等、市民の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高めるとともに、壮年期からの健康の保持増進を図るため、保健センター、各地区公民館等で健康教育を実施しており、継続して健康づくりの普及に努める必要があります。

■健康教育「集団健康教育・個別健康教育」の状況

項目	平成30年度		平成31/令和元年度		令和2年度(見込)	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
病態別	3回	39人	2回	81人	2回	70人
一般	7回	173人	13回	187人	10回	190人

今後の方向性

今後も健康増進法に基づく健康増進事業を推進するため、正しい情報の提供に努め、健康づくりの普及・啓発を促進します。

イ 健康相談

現状と課題

心身の疲労や体調の異常を感じる人が多くなっている現状の中で、個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行うことで、より広く家庭における家族を含めた健康増進を図ることを目的に、保健センターや健康診査の機会に健康相談を実施しており、継続して行う必要があります。

■健康相談の状況

項目	平成30年度		平成31/令和元年度		令和2年度(見込)	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
歯周疾患	13回	267人	13回	278人	13回	270人
病態別	1回	17人	2回	32人	2回	30人
総合健康相談		315人		229人		250人

今後の方向性

健康増進法に基づく健康増進事業を推進するため、今後も継続的に実施します。

(ア) 健康診査「基本健康診査」

現状と課題

健康診査は、疾病の早期発見だけでなく、生活改善のきっかけづくりをすることで健康の維持増進を図ることを目的として実施しています。

基本健康診査は、市民が受診しやすいよう、市内の小学校等、市民に身近な会場で実施していましたが、令和元年度より足場が悪いなど高齢者の負担が大きいことから、扶桑電通なぎさホールで実施しています。また、がん検診（胃・肺・大腸・前立腺）、ABC 検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診及び子宮がん検診も同時に受診できるようにセット検診に取り組んでおり、生活習慣病予防のため、継続して実施する必要があります。

■健康診査の受診状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
特定健康診査受診者数	2,816 人	2,678 人	2,500 人
後期高齢者受診者	940 人	973 人	980 人

今後の方向性

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく生活習慣病予防のため、今後も継続的に実施します。

(イ) 健康診査：がん検診

現状と課題

胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診及び子宮がん検診は、基本健康診査と同時にできるようにセット検診に取り組んでいます。乳がん検診では、就労者が受診しやすいよう乳がん月間である 10 月に日曜検診を設けています。

■がん検診の受診状況

項目	平成 30 年度		平成 31/令和元年度		令和2年度(見込)	
	対象者数	実施人数	対象者数	実施人数	対象者数	実施人数
胃がん	19,403 人	812 人	19,302 人	700 人	19,140 人	650 人
肺がん	19,403 人	2,382 人	19,302 人	2,296 人	19,140 人	2,200 人
乳がん	10,451 人	638 人	10,390 人	682 人	10,294 人	650 人
子宮がん	13,180 人	603 人	13,005 人	656 人	12,853 人	600 人
大腸がん	19,403 人	2,092 人	19,302 人	2,033 人	19,140 人	2,000 人
前立腺がん	6,931 人	749 人	6,916 人	765 人	6,898 人	750 人

※対象者数：住民基本台帳

※実施人数：集団健診（人間ドックは含まない）

今後の方向性

子宮がん及び乳がん検診の受診率向上のため、環境の整備と併せ、がん対策推進員の協力、各医療機関にポスターの掲示等を依頼し、地域に密着したPR活動を行っていきます。また、市民のニーズに合った検診ができるよう随時見直しを行います。

ウ 訪問指導

現状と課題

訪問指導は、生活習慣病予防、介護予防、保健サービスと医療・福祉等の他のサービスの活用方法に関する相談・調整を図ることを目的として実施しており、この取り組みを継続する必要があります。

■訪問指導の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
要指導者	1 件	4 件	4 件
その他	7 件	9 件	8 件

今後の方向性

健康増進法に基づく健康増進事業を推進するため、今後も継続的に実施します。

エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業

現状と課題

本市の高齢化率は、国や県よりも高い水準で推移しており、さらに介護保険の要支援・要介護認定者数も増加し続けています。その中でも特に、要支援1から要介護1までの軽度者の増加が顕著となっていることから、それ以前にフレイル予防に関する知識等の普及・啓発を行い、高齢者自らがフレイル予防に日常的に取り組む意識づけが必要となります。

また、医療面で人工透析の起因が明らかとなった患者のうち、半数以上が生活習慣病を起因とするものであり、その約60%が糖尿病を起因として、透析となる糖尿病性腎症となっていることから、主治医等と連携を図り、糖尿病の重症化予防を図る必要があります。

今後の方向性

国保データベース（KDB）システムを活用し、フレイル状態（虚弱）、慢性疾患による受診や重症化といった後期高齢者の対象者を把握します。さらに、保健師、管理栄養士及び歯科衛生士等の専門職による「訪問による個別の相談・指導（ハイリスクアプローチ）」や「通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）」を行い、庁内関係部局との連携により一体的に事業を実施します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【重点項目】

ア 介護予防・日常生活支援サービス

現状と課題

介護予防・日常生活支援サービスの類型として、従前相当サービス及び緩和型サービスに加え、住民主体サービスBの実施を推進しています。令和2年度からは、以前より有償ボランティアにて、地域の生活援助を行ってきた団体に対し補助を行い、運営を支援しています。

今後の方向性

基本チェックリストを利用した簡易な形式での事業対象者の判定について周知を図ります。また、既存の補助団体をモデルとし、他の地域での実施を働きかけていきます。

イ 一般介護予防事業の充実

(ア) 介護予防普及啓発事業

現状と課題

主として活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持又は向上に向けて介護予防に関する知識や情報等の普及啓発を行っています。

■介護予防普及啓発事業の状況

項目	平成30年度		平成31/令和元年度		令和2年度(見込)	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
介護予防講座	15回	264人	56回	509人	60回	520人
健康大学講座	10回	2,217人	10回	2,291人	※0回	0人
介護予防手帳の交付数	139冊		243冊		200冊	

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

今後の方向性

現行の取り組みに対するニーズ、評価等を踏まえ、より効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進していきます。

(イ) 地域介護予防活動支援事業 (いきいき百歳体操)

現状と課題

身近な場所で取り組む効果的な介護予防、住み慣れた地域での住民主体の活動としていきいき百歳体操を実施しています。グループでの活動が、高齢者の心身機能の維持向上や生活改善、さらには地域づくりにもつながるよう、定期的な支援も行っています。継続グループについては、住民主体の活動として定着していますが、新規立ち上げ団体が少なくなっており、新規立ち上げ・運営費の補助金を交付し支援していますが、未実施地域などへの普及啓発・支援が課題となっています。

(3) 生きがいづくりや社会参加の促進【重点項目】

ア 高年クラブ活動の推進

現状と課題

高年クラブ活動への参加によって、高齢者が自らの生活を豊かにする健康づくり、趣味やレクリエーション等の個人分野から、地域を豊かにする友愛訪問・清掃活動・伝承活動等社会的な活動への積極的参加により、生きがいを持って自立した生活を営むことができ、介護予防への効果も期待できるため、高年クラブ活動の充実に努めていますが、会員数が減少、また会員の高齢化により、活動内容等が減退しているのが大きな課題です。

※高年クラブの主な活動：健康づくり・友愛・奉仕活動、地域の見守り活動（高齢者、子ども）、ボランティア活動、その他高齢者の社会活動の促進を図る活動

■高年クラブ活動の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
会員数	977人	942人	885人

今後の方向性

身近な仲間同士の友愛活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流を深め、地域での存在感を深め、若手会員や新規会員が気軽に加入できるように魅力ある高年クラブを目指します。そのために支援の充実を図り、今までにない新しい活動も検討していきます。また、生活支援体制整備事業の充実につながるような地域のネットワークづくりにも積極的な参加を促進していきます。

イ 生涯学習の充実

現状と課題

社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき役割は多様化しています。そのような中、高齢者が実践的に学び、その成果を社会に生かすことで、自らの学習意欲を持ち続けることができるよう、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供を進めます。

■生涯学習の状況（金ヶ崎学園大学）

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
学園生数	480人	447人	※0人
利用延人数	6,600人	5,731人	※0人
実施回数	14回	13回	※0回

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

今後の方向性

高齢化が一層進む現代社会において、高齢者がそれぞれのライフステージにおける学習機会を適切な場所で提供できるよう、今後も柔軟かつ継続的に生涯学習事業の充実を図ります。

ウ レクリエーションスポーツ活動の推進

現状と課題

『「する」・「みる」・「ささえる」-「結び合う」市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも楽しめるスポーツ環境づくりを目指して!』をスローガンに、子どもから高齢者まで、生涯を通してスポーツ活動を楽しみ、互いに交流し、健康で活気に満ちた豊かな生活が送れるよう、レクリエーションスポーツ活動の普及推進に努めています。

現状のライフスタイルに適したレクリエーションスポーツ活動を展開していく必要があります。

■レクリエーションスポーツ活動の状況

項目	平成 30 年度		平成 31/令和元年度		令和2年度(見込)	
	大会回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
あそぼうる	5 大会	104 チーム	4 大会	80 チーム	4 大会	90 チーム
ターゲットバードゴルフ	8 大会	592 人	8 大会	619 人	5 大会	357 人
グラウンドゴルフ	5 大会	676 人	4 大会	464 人	3 大会	400 人
ペタンク	2 大会	26 チーム	2 大会	20 チーム	※0 大会	0 チーム
アジャタ	1 大会	90 人	1 大会	96 人	1 大会	100 人

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

今後の方向性

ライフスタイルの変化に伴い、市民の健康維持増進への意識が高まる中、スポーツへのニーズは多様化しています。そのようなニーズに応えるべく、今後も各種大会やスポーツイベントを開催し、レクリエーションスポーツ活動の普及推進を図り、市民の健康維持増進に寄与していきます。

エ 生きがい交流センターの活用

現状と課題

高齢者の教養の向上と健康の増進のための便宜を供与するとともに、市民の文化的活動のための場を提供し、市民福祉の増進に寄与することを目的に設置しています。

■生きがい交流センターの活用状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
利用延人数	19,594 人	16,954 人	18,000 人
利用回数	1,873 回	1,845 回	1,900 回
生きがいセミナー受講延人数	2,031 人	1,956 人	1,500 人
生きがいセミナー開催件数	162 件	147 件	160 件

今後の方向性

女性利用者に比べ男性利用者が少ないので、男性利用者を対象とした生きがいセミナーを増やし、男性利用者の増加につなげていくよう検討します。

オ 高齢者の就労促進

現状と課題

高齢者の就労促進を図るため、高齢者のライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短絡的又はその他軽易な業務」を提供するとともに、福祉の充実と活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターの発展を支援していく必要があります。

■高齢者の就労実績（シルバー人材センター）

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
就労件数	4,140 件	3,177 件	3,500 件
延べ就労人員	73,491 人	68,953 人	70,000 人
会員数	649 人	631 人	635 人

今後の方向性

高齢者が豊かな経験と能力を生かすことができるよう、就業機会の拡大に努めます。特に、高齢化社会に対応するため介護分野の充実を図ります。

また、高齢者の就業を通じた社会参加や生きがいづくりに取り組むシルバー人材センターを引き続き支援していきます。

施策にかかる目標の設定

<社会参加する高齢者の増加>

【週1回以上の地域での活動に参加する高齢者の割合】

現状値

46.7%

(令和2年)

目標値

65.0%

(令和5年)

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

[基本目標3] いつまでも住み続けられるまちづくり

(1) 認知症対策の推進【重点項目】

ア 認知症ケアネットの活用推進

現状と課題

認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）」を作成し、周知・活用を図ります。

さらに、認知症ケアネットには社会資源等、随時更新していく必要がある情報を記載するため、定期的に情報収集を行います。

■認知症ケアネットの配布状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
配置数	1,000冊	1,500冊	2,000冊

今後の方向性

認知症を心配する高齢者及びその家族にとっても、安心して地域で暮らし続けていくための有効なツールとして、認知症ケアネット（国：認知症ケアパス）の作成・発行を継続します。

イ 認知症の早期予防・発見の推進

現状と課題

認知症は、早期に受診し、適切な治療や内服を早い段階から行うことで、症状を改善したり、進行を遅らせることができます。そのため、軽度のもの忘れや認知症が疑われた段階での早期の相談や受診の必要性を啓発していきます。

また、無理なく楽しみながら続けられる認知症予防の方法について、地域包括支援センターから高年クラブ等を通じて周知し、認知症予防を推進します。

今後の方向性

認知症チェックの実施方法、実施後のフォロー方法について見直し、発見後の効果的な支援につなげられる体制づくりを図ります。

相談窓口のさらなる周知とともに、早期受診の必要性の啓発に取り組んでいきます。

ウ 認知症地域医療連携、認知症への早期対応の推進

(ア) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

現状と課題

認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を複数の専門職が訪問し、認知症専門医の指導のもと初期の支援を集中的に行うことにより、受診勧奨や自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

■認知症初期集中支援チームの訪問状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
訪問者数	10人	14人	15人

今後の方向性

認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援できる体制づくりを進めるとともに、認知症ケアネットの普及に努めます。

初期集中支援チームの活動について、広報紙掲載や専門職の会議での紹介により周知していくとともに、支援を必要としている対象者の情報収集を進めていきます。

市内4箇所を設置している「在宅介護支援センター」が、高齢者世帯等を訪問し、実態把握を実施する中で、初期の認知症の症状がある方を初期集中支援チームへつなぎ、支援していきます。

(イ) 認知症医療連携体制及び相談体制の充実

現状と課題

「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間での連携を図るとともに、地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や、医療と介護が一体になった認知症の人を支援する体制づくりを進めています。

今後の方向性

地域包括支援センターが認知症相談センターであることを周知し、もの忘れ相談を実施するなど、支援体制の充実を目指します。また、認知症地域支援推進員の活動について積極的に広報するとともに、介護サービスや医療機関及び地域の支援機関との連携を強化します。

かかりつけ医の段階で早期発見ができる体制を充実させるとともに、かかりつけ医と専門医及び専門医療機関との連携により、認知症初期から重度まで各ステージに合った医療が受けられるよう医療との連携づくりを検討していきます。

エ 認知症及び若年性認知症の正しい理解の普及促進

現状と課題

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症への理解を深めるための普及・啓発、認知症初期集中支援チームの介入による認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症施策の強化を推進します。また、地域での見守り体制の整備や、市民後見人の育成・活用による認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努めています。

今後の方向性

引き続き、市広報紙やパンフレット等で認知症についての正しい理解の普及を図ります。

オ 認知症支援体制の構築

(ア) 認知症サポーター養成講座の開催強化

現状と課題

認知症高齢者は記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果周りの人との関係が損なわれたり、介護する家族と共倒れになってしまう可能性があります。そのため、認知症高齢者とその家族を地域で支える仕組みの構築が求められています。引き続き、認知症サポーター養成講座を計画的に開催し、認知症についての正しい理解と普及を図り、認知症高齢者の早期発見に努めるとともに、認知症高齢者とその家族を温かく見守り、支えあうことのできる地域づくりを目指します。併せて見守りSOS訓練も実施し、さらなる認知症の正しい理解の普及に努めています。

■認知症サポーター養成講座の実施状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
実施回数	34回	21回	30回
サポーター養成人数	846人	685人	700人

今後の方向性

キャラバン・メイトの活動を促進するとともに、認知症サポーター養成講座の開催頻度を増やし、認知症サポーターの養成に努めます。また、若い世代や学校教育現場及び見守りSOSネットワーク協力機関での養成講座の開催拡大をより一層図ります。

また、サポーターのフォローアップや活動の場の紹介とともに、認知症の人を見守り支える仕組みづくりに努めます。さらに、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズとサポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の構築に向けた検討を行っていきます。

(イ) オレンジ・サロン（認知症カフェ）

現状と課題

軽度認知機能障害及び認知症の高齢者や家族に交流、情報交換の場を提供することで、居場所づくり、認知症状の悪化予防及び家族の介護負担の軽減を図ります。認知症についての正しい理解を深め、地域での認知症啓発を推進します。

今後の方向性

市民への周知不足が課題として考えられるため、普及啓発に努めます。

(ウ) 若年性認知症への支援体制づくり

現状と課題

若年性認知症は、18～64歳までの世代に発症した認知症であり、働き盛りの時期に仕事や家事が十分にできなくなることで、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担がかかります。

本人やその家族は、高齢者の認知症の人より周囲に相談しにくく、支援が必要でも困りごとを1人で抱えてしまうケースがあります。

今後の方向性

若年性認知症家族会「らんらんの会」の参加者増加を目標に、関係機関に周知を図ります。支援が必要な状況にありながら相談できない若年性認知症の人については、把握やアプローチが難しいため、関係機関や医療機関等から紹介が得られる体制づくりを進めます。

(エ) 警察との連携推進

現状と課題

見守りSOSネットワークに登録した方を警察と情報連携を図り、地域での見守り体制の強化を図ります。また、支援対象者の情報を警察より適宜提供を受け、本人にとって適切なサポートにつなげます。

今後の方向性

警察より情報提供を受けた場合は、速やかに適切なサポート体制を案内できるよう関係機関と連携していきます。

施策にかかる目標の設定

<認知症サポーターの活動の増加>

【認知症サポーターとして、地域活動やボランティア活動に参加したい人の割合】

現状値

13.2%

(令和2年)

目標値

25.0%

(令和5年)

(2) 居住環境の整備

ア 高齢者の居住の安定確保

現状と課題

ライフスタイルに応じた住まいの選択ができるよう、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅の適切な確保を進めていくとともに、高齢者向け住宅に関する情報提供を行っています。引き続き、情報収集に努めながら相談支援を行う必要があります。

今後の方向性

情報提供や相談支援に努め、高齢者の豊かな居住環境の実現を目指します。

イ 高齢者等住宅改造助成事業

現状と課題

介護を要する高齢者等が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、身体状況に応じて住宅を改造する費用を助成します。居宅サービスの介護支援専門員などを通じて、制度の周知を図り、介護保険法定給付と併せて、法定分以外の改修に対する助成事業を実施することにより、高齢者等の居住環境の向上を図ります。

■高齢者等住宅改造助成事業の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
助成件数	17件	13件	23件
助成額	3,128千円	4,443千円	5,821千円

今後の方向性

市内には段差が多く移動がしにくい等、高齢者にとって自立した生活が送りにくい住宅が数多く存在し、潜在的なニーズは少なくないと思われるため、今後も継続的に実施します。ただし、兵庫県の「人生いきいき住宅助成事業実施要綱」により実施していることから、今後、県の動向に注目する必要があります。

ウ 養護老人ホームの充実

現状と課題

養護老人ホームは、経済的理由及び環境上の理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所させて養護する施設です。居宅において生活するのが困難な人を措置し、心身の健康回復、生活の安定を図ることで老人福祉法の保護措置の実現を図っていきます。

なお、虐待事案においては、空床利用による緊急保護が必要となる場合があるため、臨機応変に対応できるよう連携強化に努めます。

■養護老人ホームの利用状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
利用延人数	517 人	463 人	450 人

今後の方向性

虐待事案や経済的及び環境上、在宅での生活が困難な高齢者保護のため、今後も継続的に実施します。

(3) 災害時や感染症など、緊急時等における高齢者支援の強化

ア 災害や感染症対策のネットワークづくり

現状と課題

要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など災害時に援護を必要とする方を対象に、「相生市地域防災計画」に基づいて支援します。

支援者の新規登録や継続的活動を促すため、民生委員・児童委員等の協力のもと、地域住民に対する働きかけを行います。

また、近年の災害や新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、有事の際の避難場所として、公共施設、社会福祉施設などの既存施設において、支援を必要とする高齢者を対象とする「福祉避難所」（二次的な避難施設）の設置及び運営方法について検討することが求められています。

今後の方向性

要援護者名簿が有効に活用できるよう、関係機関と連携していきます。

また、県及び保健所とともに、市の関係部署、医療機関等との連携した支援体制を整備するとともに、引き続き「福祉避難所」の設置及び運営について検討を進めます。

イ アイアイコール（緊急通報システム）設置事業

現状と課題

在宅で生活しているひとり暮らし高齢者等で援護を要する方を対象に、緊急事態発生時の救護体制を確立し、在宅生活における不安を解消することを目的に緊急通報端末機を貸与します。緊急時には、ボタンを押すことで即時に受信センターへ通報され、地域の協力を得ながら速やかに対象者の救護を図ります。

■アイアイコール（緊急通報システム）設置事業の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
利用人数(年度末)	148人	119人	115人

今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者の増加傾向の中、緊急時の救護体制をあらかじめ確立し、ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯等の不安解消を図ることは重要であり、制度の見直しを行いながら、今後も継続的に実施します。

(4) 在宅生活の支援

ア 在宅福祉サービスについて

現状と課題

住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、さまざまな高齢者在宅福祉サービスを実施しています。サービスを必要としている人に必要なサービスが提供できるよう、事業の普及啓発に努める必要があります。

今後の方向性

制度の見直しを行いながら事業を継続して実施していきます。

■主な在宅福祉サービス事業

事業名	内容
老人短期入所事業 (ショートステイ)	身体的及び社会的な理由で一時的に養護老人ホームでの援護が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームの空きベッドを活用して短期間宿泊し、日常生活に対する指導・支援を行う事業です。

事業名	内容
配食サービス事業	日常の調理等が困難な状態にあり、経済的な事情により栄養バランスがとれた食生活を営むことが困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、配食の助成を行うとともに、配達の際に安否確認を行い、自立した生活の支援を行う事業です。
訪問理・美容サービス事業	訪問理・美容サービス事業は、加齢に伴う心身の機能低下により、理容院又は美容院に出向いてサービスを受けることが困難な状態にある高齢者に対して、自宅等に訪問して理（美）容サービスが受けられるようにする事業で、理（美）容事業者の移動・出張に要する費用を助成します。
お元気コール事業	在宅で生活している75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、定期的に安否確認の電話をかけ、体調が悪い場合、登録された近親者等に連絡する他、電話に出ることができない場合は訪問等により安否確認を行います。ひとり暮らし高齢者の不安解消を図るため、継続して実施します。
救急医療情報キット配布事業	在宅で生活している65歳以上の高齢者等を対象に、在宅時の救急搬送時の安全・安心を図るため、病歴や服用内容、緊急連絡先等の情報をあらかじめ記入して保管しておく「救急医療情報キット等」の配布を行う事業です。

イ 高齢者等の移動サービスの充実

現状と課題

車いすの利用者等、公共交通手段の利用が困難な人に対し、社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティアが通院や余暇活動等の外出時に、福祉車両を使用した送迎を実施しています。しかし、車いす利用者だけでなく、高齢化に伴い免許の返納者も増え、心身機能低下による移動制約者も増加しており、生活の質の確保や閉じこもり防止の観点から移動手段の確保が必要になります。

■高齢者等の移動サービスの状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
高齢者等移送サービス事業実施回数	494回	424回	500回
デマンドタクシー利用回数	709回	724回	620回

今後の方向性

相生市地域公共交通総合連携計画に基づき、社会福祉協議会、社会福祉法人、交通機関等と定期的に協議の場を持ち、今後は高齢者担当課の担当者・各地区の生活支援コーディネーターも参加し、より地域のニーズにあった移動手段の確保を検討していきます。

(5) 高齢者の権利擁護等の推進

ア 成年後見制度の計画的な普及・活用

(ア) 西播磨成年後見支援センターとの連携強化と活用

現状と課題

西播磨成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の普及啓発、成年後見制度に関する相談支援、市民後見人養成・監督業務等を行っています。

今後の方向性

運営推進会議を定期的で開催し、西播磨成年後見支援センターや他市町、専門職との連携強化を図ります。また、広報紙・パンフレット等を活用し、西播磨成年後見支援センターの周知に努めます。

(イ) 成年後見制度の普及と活用

現状と課題

講演会や広報紙、パンフレット、DVDの貸出しなどさまざまな方法で、成年後見制度についての正しい理解の普及を図っていますが、周知面では課題があります。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、今後需要はさらに増えると考えられるため、西播磨成年後見支援センターと協力して市民後見人養成の推進に努め、市民後見人の養成とともに、市民後見人の適切な活動に向けた支援体制の構築が必要です。

■成年後見制度の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
市長申立件数	0件	4件	3件
専門職による相談会の実施回数	1回	2回	1回

今後の方向性

今後も西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の普及啓発と市民後見人の養成、市民後見人の適切な活動に向けた支援体制の構築について、計画的に推進します。

(ウ) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

現状と課題

本人の意思を尊重した福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行いながら、必要な人が制度の利用ができるよう、事業の周知を進めています。

また、金銭管理のみならず、生活全体を支えるような支援が求められており、本人のできることを引き延ばすような支援の充実が必要となっています。

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
契約件数	14 件	11 件	12 件
うち新規契約件数	3 件	0 件	2 件
終了件数	2 件	3 件	1 件

今後の方向性

引き続き、判断能力に不安のある方が地域で安心した生活を続けていけるよう、本人に寄り添った支援を実施し、随時相談援助を行います。

イ 高齢者の虐待防止等の推進

(ア) 啓発の推進

現状と課題

市民一人ひとりが高齢者虐待に対する正しい認識を深めることが、虐待を未然に防ぐことへの第一歩となります。また、虐待を受けている高齢者の多くが疾病等により介護を必要とする状態であることから、養護者・家族に対する支援を充実させるとともに、介護に関する正しい知識を広めることが必要です。

そのため、高齢者が介護を要する状態となっても、その人権を尊重し、権利を擁護するため、広報紙やリーフレット等の配布や研修会等を通じて高齢者虐待に関する正しい理解が深まるよう啓発活動を推進しています。

今後の方向性

認知症サポーター養成講座やまちかど出前講座等で、「高齢者虐待に対する正しい認識」の啓発を継続して行っていきます。

(イ) 高齢者虐待防止のための見守り体制の充実

現状と課題

高齢者虐待を未然に防ぎ、問題が深刻化する前に早期に発見し、高齢者や養護者・家族に対して適切な支援を行うため、虐待が疑われる場合に市への通報義務があることを地域住民やサービス事業者等に周知しています。

高齢者虐待防止の中心的役割を担う地域包括支援センターにおいては、高齢者の実情に応じた適切な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見等に努め、さらなる関係機関の連携の強化が必要です。

今後の方向性

地域における見守りの目を育むことができるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域密着型サービス事業所や見守りSOSネットワーク協力機関等に働きかけます。

(ウ) 措置制度等の活用

現状と課題

虐待を受けた高齢者の生活が安定するよう、支援することが必要です。そのため、虐待の状況や家庭事情等により、虐待を受けた高齢者の身柄の安全を早急に確保する必要がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」を活用しています。

また、安定した生活の確保のため、必要に応じて成年後見制度を活用する等、今後も状況に応じた適切な対処が必要です。

■措置制度等の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
虐待対応人数	32人	43人	40人
うち措置入所者数	1人	2人	2人

今後の方向性

措置の必要な状況にある高齢者には、「やむを得ない事由による措置」を今後も活用していきます。

(工) 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組み

現状と課題

身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体機能の低下を引き起こす可能性があります。

このため、介護保険施設や居宅サービス事業所等における身体拘束ゼロに向けた職員の意識改革や、マニュアル・手引きの作成、研修会の開催等、サービスの質の向上に取り組んでおり、引き続き取り組みへの支援が必要です。

今後の方向性

地域密着型事業所への実地指導や集団指導、また介護保険事業所への県との合同監査時に、事業所に直接指導を行います。研修機会の情報提供をはじめ、事業所の身体拘束に対する問題意識を事業所と共有し、明確にする機会を持つとともに、身体拘束ゼロに向けて介護サービスの質の向上を目指し、今後も啓発、支援等に努めます。

ウ 消費者保護対策の推進

(ア) 消費者保護対策と防犯対策の推進

現状と課題

リフォーム業者などの訪問販売による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターなどと定期的な情報交換を行うとともに、自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、高齢者の消費生活の安定に努めます。

安全安心推進員及び警察署と協力して、振り込め詐欺や悪質訪問販売などについてまちかど出前講座として講習を行っています。

消費生活研究会と連携し、悪質詐欺キャンペーンを実施しています。また、防災メールなどを利用して、緊急的な注意喚起にも取り組みます。

■消費者保護対策の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
消費生活センター 相談件数	203 件	148 件	150 件

■防犯対策の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
まちかど出前講座	4 回	4 回	4 回
悪質詐欺キャンペーン	2 回	2 回	2 回

今後の方向性

相談内容も多様化・専門性が必要となってきたため、他市町の消費生活センターと連携し体制の充実を図ります。また、相生警察署との情報共有を進めるとともに、民生委員・児童委員に情報提供を行うなど、各種団体との連携を図ります。

工 福祉意識の醸成

(ア) 福祉教育の充実

現状と課題

市内全小中学校を福祉教育推進校に指定し、社会福祉協議会との連絡会を開催することにより、地域課題や福祉学習について情報交換等を行っています。

■福祉教育の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
福祉教育推進指定校 連絡会の実施	11 人	10 人	11 人

今後の方向性

継続的な開催により、地域課題や福祉学習についての情報交換の円滑化を図ります。

(イ) 地域とともに進める福祉学習

現状と課題

学校や地域において実施される、福祉や人権への理解を深める学習にボランティア等を派遣し、住民相互の交流を図っています。また、企画についての相談に応じています。

■福祉学習の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
福祉についての講座	158 人	163 人	60人
認知症サポーター養成 講座(社会福祉協議会 実施分)	296 人	337 人	200人
車いす体験教室	367 人	284 人	200人
高齢者疑似体験	34 人	0 人	10人

今後の方向性

感染症予防に配慮しながら、授業を行う方法を学校と協議しながら実施していきます。

(ウ) 啓発活動の推進

現状と課題

地域での助け合い活動や住民にとって必要な福祉に関する情報を定期的に発行し、市内全戸へ配付した。

■啓発活動の状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
社協だより「あいおいの福祉」の発行回数	年4回全戸配布	年4回全戸配布	年6回全戸配布

今後の方向性

令和2年度より、年4回の発行から年6回の発行と変更となっています。今後とも、より早く、より多くの情報を住民に伝える必要があります。

[基本目標4] 持続可能な介護保険事業の基盤づくり

(1) 介護サービスの充実

介護が必要になっても在宅生活を続けていけるよう、高齢者一人ひとりに応じたサービス提供や24時間対応等のサービス整備を推進します。

さらに、今後増加が予測される75歳以上の後期高齢者や認知症高齢者等、医療と介護の両方を必要とする人に対応できるよう「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等の普及に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上

ア 苦情・相談等への対応

現状と課題

介護保険事業において、介護サービスの質の確保は重要な課題であり、利用者からの苦情や相談に迅速に対応し、適切なサービス提供につなげる必要があります。

そのため、利用者をはじめとする住民からの苦情や相談、意見を随時受け付け、担当課での情報共有を図るとともに、関係機関と連携し、事業者の協力を求めながら迅速な解決に努めています。また、兵庫県介護保険審査会や兵庫県国民健康保険団体連合会等との連携を図りながら、サービス利用者に対する適切な助言と介護サービス事業者に対する必要な指導を行っています。介護サービス事業者の状況把握を行うとともに、関係機関の情報共有が必要となります。

■苦情・相談等への対応状況

項目	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)
苦情受付	3件	7件	5件

今後の方向性

定期的に介護サービス事業者に対する助言・指導に努めるとともに、日頃より事業所への訪問や連絡会議への参加等により情報及び対応の共有を図ります。

イ 介護サービス事業者に対する助言・指導

現状と課題

利用者の希望や生活環境、経済環境等に配慮しながら、利用者の自立支援に資するような適切なサービスが提供されるよう、県との合同監査による介護サービス事業者の適正な事業運営を確保するとともに、市が指定・指導権限を有する地域密着型サービス事業者等について、適切な指導・監督に努めています。

また、介護サービス事業者の不正請求並びに事業者の指定取消に至る悪質な事例発生を未然に防ぐため、定期的に事業者へ自己点検をシートの提出を求め、書面審査を実施しています。さらなるサービス向上につながるよう、介護サービス事業者への的確な指導を行っていく必要があります。

■介護サービス事業者に対する助言・指導の状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
県との合同監査	2 回	2 回	1 回
市による実地指導	4 回	9 回	6 回

今後の方向性

利用者の希望や生活環境、経済環境等に配慮しながら、利用者の自立支援に資するよう、適切なサービスが提供されなければなりません。そのため、介護サービスの質の向上に結びつくような、実効性のある指導の実施を目指していきます。

(3) サービスを円滑に利用するための支援

ア 利用者のサービス選択に対する支援

現状と課題

要介護（支援）高齢者が自ら介護保険サービスを選択できるよう、サービスに関する情報を適切に提供することが求められます。

そのため、介護サービス事業者のサービス内容を適宜更新し、窓口及び市ホームページでの積極的な情報提供を通じて、わかりやすいサービス利用の支援を進めていきます。

また、介護サービス事業者に向けては、引き続き、「介護サービス情報の公表」制度の周知を行い、利用者やその家族が適切な介護サービス事業者を選択・評価することができるよう支援していきます。

今後の方向性

サービス等の選定にあたって、引き続き公正中立に情報を提供するよう努めます。

イ 低所得者への支援

現状と課題

健全な介護保険制度運営に向け、保険料段階の細分化と公費投入を通じて低所得者の保険料軽減を行う仕組みづくりに取り組めます。

また、社会福祉法人が低所得で特に生計が困難である人の介護保険サービスの利用負担を軽減した場合には、当該社会福祉法人へ助成を行う「社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業」の活用促進に努めるとともに、未実施法人に対しては、この制度の趣旨について周知を行い、利用促進を図ります。

■低所得者への支援状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
社福軽減確認 発行件数	3 件	3 件	2 件

今後の方向性

継続して事業の周知を図っていきます。

(4) 介護給付適正化の推進【重点項目】

ア 介護給付費通知

現状と課題

適切な介護サービスの利用につなげるため、居宅サービス、施設サービスなどにかかわらず、年3回、各4か月分の介護サービス実績をすべての利用者に郵送しています。引き続き郵送することで、利用者に適切な介護サービスの利用を促すとともに、チラシの同封による制度やサービス内容に関する周知・啓発に取り組めます。

■介護給付費の通知状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
通知回数	3 回	3 回	2 回
通知件数	4,651 件	4,741 件	4,950 件

今後の方向性

利用者に適切な介護サービスの利用を促すとともに、不正防止の一助としても、今後とも実施してまいります。

また、指導監査体制についても職員の技術力向上を図るとともに、地域密着型事業所における運営推進会議がチェック機関としての機能を果たすよう、指導・助言を行います。

イ 縦覧点検・医療情報との突合

現状と課題

医療情報等と突合を行い、医療と介護の重複での請求の確認を行っています。また、国保連合会へ縦覧点検を委託し、請求内容の確認を早期に行っています。

■介護給付費適正化システムの活用状況

項目	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和2年度(見込)
過誤申立件数	430 件	27 件	12 件
過誤申立金額	3,812 千円	459 千円	204 千円
ケアプラン点検件数	14 件	36 件	20 件

今後の方向性

効率的な確認方法の構築のため、各種研修に参加し、情報を得ながら確認作業に取り組みます。

ウ 要介護認定の適正化

現状と課題

適切かつ公平な要介護認定を行うため、認定調査の際に、調査対象者の人権の尊重や身体状況について十分配慮するよう努めるとともに、調査の公平・公正を確保するため、調査員を対象とした研修会などを実施します。また、適正化調査員により、個別に提出される認定調査票についても、確認、随時記入とともに、内容の見直し等を行います。

今後の方向性

認定調査結果の点検には、経験や専門的な知識が必要となるため、専任の職員を養成しながら、引き続き要介護認定の適正化に取り組みます。

エ ケアプランの点検

現状と課題

ケアプラン点検の実施は、自立支援型地域ケア会議及びケアマネ支援会議において、基本となる事項を介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを実施します。

今後の方向性

引き続き、自立支援型地域ケア会議及びケアマネ支援会議において、市の職員が「ケアプラン点検」の立場で会議に出席し、介護支援専門員の作成したケアプラン等を一緒に確認することで、介護支援専門員の悩みやつまずきを把握し、自立支援に向けたケアプラン作成への支援を行います。

施策にかかる目標の設定

<介護給付適正化の推進>

【ケアプラン点検件数】

現状値

20 件

(令和2年度(見込))

目標値

30 件

(令和5年度)

オ 住宅改修の点検等

現状と課題

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるものについては、工事着工前の利用者宅の状況確認や工事見積書の点検を行っています。

状況確認には、社会福祉士や保健師、建築担当職員が立ち会い、工事の必要性を判断しています。より改修効果を高めるために、引き続き点検等を実施する必要があります。

今後の方向性

引き続き申請内容を十分に確認し、被疑があった場合は適切な処理を行います。また、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認していきます。

(5) 介護人材の確保に向けた取り組み

ア 介護人材の確保と育成

現状と課題

増大する福祉・介護ニーズに対応できる、質の高い介護人材の安定的な確保と定着が喫緊の課題となっています。県が実施する「介護人材・定着支援事業」等の施策を参考にし、関係機関・団体・施設・事業所と協力して、地域の特性を踏まえた持続的な介護人材確保に取り組む必要があります。

今後の方向性

人材の確保・定着や人材育成を目的とした研修や、利用者の苦情や指摘事項を業務改善につなげるセミナー等を市内介護サービス事業者へ案内し、介護サービス事業者の質の向上を図っていきます。また、介護サービス事業者の垣根を越えた事業者間での業務の一部委託・集約化について関係機関とともに検討していきます。

イ 担い手のすそ野拡大に向けた取り組み

現状と課題

今後、より一層高まる介護サービス需要に対応するため、福祉分野への多様な人材の新規参入を促進するための取り組みを検討する必要があります。

今後の方向性

中高年向けの新規参入促進について、高齢者の豊富な知識や経験を生かし、「自分はこのことができる」、「地域に役立つ活動してみたい」等の思いを持った高齢者の活力をボランティア活動や就労等につなげていくため、きっかけとなる施策を検討していきます。

第5章 介護保険サービス

1 介護保険サービスの見込量と供給体制

サービス見込量については、第7期計画期間の給付実績及びアンケート結果、各種サービスの整備方針等を参考に推計を行いました。今後、要介護認定者の増加により、サービス利用は増加するものと見込まれます。

なお、表中の数値は、月間の利用者数、利用日数及び利用回数を示します。

(1) 居宅サービス

ア 訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパー等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(回/月)	4,106	3,847	4,049	4,293	4,475	4,574	4,517	4,517
介護給付(人/月)	184	186	187	205	212	216	216	210

イ 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(回/月)	47	49	53	59	63	63	63	66
介護給付(人/月)	11	11	14	14	15	15	15	16
予防給付(回/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(回/月)	747	790	1,045	933	983	1,019	995	1,000
介護給付(人/月)	81	84	98	81	85	88	86	86
予防給付(回/月)	282	279	257	289	289	297	313	274
予防給付(人/月)	30	32	33	37	37	38	40	35

エ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(回/月)	433	498	511	545	559	571	562	559
介護給付(人/月)	38	42	43	46	47	48	47	47
予防給付(回/月)	191	201	203	203	203	218	218	180
予防給付(人/月)	15	15	15	15	15	16	16	13

オ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導を行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	71	83	136	133	139	142	141	139
予防給付(人/月)	2	3	9	11	11	11	11	9

カ 通所介護

デイサービスセンター等に通う要介護者に対し、施設において、入浴、食事の提供等日常生活での支援や機能訓練を行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(回/月)	1,254	1,272	1,092	1,163	1,163	1,198	1,199	1,135
介護給付(人/月)	141	145	112	124	124	128	128	121

キ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等に通う要介護者等に対し、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(回/月)	969	1,182	1,338	1,298	1,347	1,387	1,370	1,323
介護給付(人/月)	117	143	160	157	163	168	166	160
予防給付(人/月)	34	53	82	71	73	75	77	67

ク 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期入所している要介護者等に対し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活での支援や機能訓練を行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/ 令和元 年度	令和2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (日/月)	1,158	987	959	982	1,013	1,031	1,036	1,037
介護給付 (人/月)	84	79	76	79	82	83	84	82
予防給付 (日/月)	7	3	2	5	5	5	5	5
予防給付 (人/月)	2	1	1	2	2	2	2	2

ケ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所している要介護者等に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/ 令和元 年度	令和2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (日/月)	80	67	82	62	87	89	83	89
介護給付 (人/月)	9	9	12	14	16	17	16	17
予防給付 (日/月)	1	1	0	0	0	0	0	0
予防給付 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

コ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等に対し、その施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	79	78	78	80	83	83	87	85
予防給付(人/月)	20	14	10	12	12	12	12	10

サ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	390	407	434	428	446	454	452	446
予防給付(人/月)	191	200	221	218	223	228	234	202

シ 特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置(交換可能部品)、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	7	9	10	9	9	9	9	9
予防給付(人/月)	6	5	8	5	5	5	5	5

ス 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消等）を支給するサービスです。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	8	7	10	11	11	11	11	11
予防給付(人/月)	9	8	9	8	8	10	10	8

セ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整や、その他の必要な支援を行うサービスです。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	525	567	578	602	625	638	638	620
予防給付(人/月)	235	248	275	277	283	288	295	256

(2) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	1	5	5	4	4	4	4	4

イ 夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

本市においては、既存の事業所での対応が可能かどうかを含め、今後のニーズの変化を見守りながら、必要となった場合にはその整備について検討していきます。

ウ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある居宅の要介護者等を対象に、デイサービスセンター等で、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

単独型及び共用型認知症対応型通所介護サービスの指定を希望する事業者については、地域特性やサービス量を勘案しながら柔軟に対応します。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/ 令和元 年度	令和2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (回/月)	204	201	179	201	208	222	222	208
介護給付 (人/月)	27	26	26	29	30	32	32	30
予防給付 (回/月)	2	5	3	10	10	13	13	10
予防給付 (人/月)	1	1	1	4	4	5	5	4

エ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等を対象に、小規模な住居型の施設で通いを中心としながら、訪問、短期の宿泊等を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/ 令和元 年度	令和2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (人/月)	85	75	67	70	74	76	74	76
予防給付 (人/月)	14	12	11	17	18	19	19	16

オ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のある要介護者等を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/ 令和元 年度	令和2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (人/月)	76	77	82	83	85	87	90	85
予防給付 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

本市においては、今後のニーズの変化を見守りながら、必要となった場合にはその整備について検討

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模で運営される介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/ 令和元 年度	令和2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (人/月)	0	0	0	0	0	0	29	29

ク 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供する「看護小規模多機能型居宅介護」等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

本市においては、今後のニーズの変化を見守りながら、必要となった場合にはその整備について検討していきます。

ケ 地域密着型通所介護

介護保険法の改正により、平成 28 年 4 月に通所介護事業所のうち定員 19 名未満の事業所が地域密着型サービスに移行しました。

地域密着型サービスの中でも、特に利用の多いサービスとなっています。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (回/月)	1,160	1,382	1,427	1,429	1,483	1,508	1,513	1,478
介護給付 (人/月)	126	149	158	166	172	175	176	171

(3) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (人/月)	187	196	199	199	200	201	224	225

イ 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理のもとにおける介護、及びその他必要な医療、並びに日常生活での世話を行います。

	実績値			推計値				
	平成 30 年度	平成 31/令和元年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護給付 (人/月)	102	94	104	99	100	101	110	109

ウ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供します。

なお、介護療養型医療施設は、令和5年度末までに介護医療院へと移行することとなっています。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	1	0	0	0	0	0		

エ 介護医療院

介護療養病床からの転換先として新たに創設された施設で、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

	実績値			推計値				
	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付(人/月)	0	1	1	1	1	1	1	1

2 介護保険事業費の見込みと今後の保険料

(1) 介護給付推計（居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス）

ア 介護給付推計（居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス）

(単位：千円)

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 居宅サービス					
①訪問介護					
②訪問入浴介護					
③訪問看護					
④訪問リハビリテーション					
⑤居宅療養管理指導					
⑥通所介護					
⑦通所リハビリテーション					
⑧短期入所生活介護					
⑨短期入所療養介護					
⑩福祉用具貸与					
⑪特定福祉用具購入費					
⑫住宅改修費					
⑬特定施設入居者生活介護					
(2) 地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
②夜間対応型訪問介護					
③認知症対応型通所介護					
④小規模多機能型居宅介護					
⑤認知症対応型共同生活介護					
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護					
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
⑧看護小規模多機能型居宅介護					
⑨地域密着型通所介護					
(3) 施設サービス					
①介護老人福祉施設					
②介護老人保健施設					
③介護医療院					
④介護療養型医療施設					
(4) 居宅介護支援					
介護給付費計					

算定中

※給付費は年間累計の金額です。

※各サービス費の小数点以下を四捨五入しているため、合計額が合わない場合があります。

イ 予防給付推計（居宅サービス／地域密着型サービス）

（単位：千円）

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 介護予防サービス	算定中				
①介護予防訪問入浴介護					
②介護予防訪問看護					
③介護予防訪問リハビリテーション					
④介護予防居宅療養管理指導					
⑤介護予防通所リハビリテーション					
⑥介護予防短期入所生活介護					
⑦介護予防短期入所療養介護					
⑧介護予防福祉用具貸与					
⑨特定介護予防福祉用具購入費					
⑩介護予防住宅改修					
⑪介護予防特定施設入居者生活介護					
(2) 地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
③介護予防認知症対応型共同生活介護					
(3) 介護予防支援					
予防給付費計					

※各サービス費の小数点以下を四捨五入しているため、合計額が合わない場合があります。

ウ 総標準給付費

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合 計
総給付費	算定中			
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）				
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）				
高額医療合算介護サービス費 等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料支払件数				
標準給付費見込額				

エ 地域支援事業費

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合 計
地域支援事業費	算定中			
介護予防・日常生活支援総 合事業費				
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営）及び 任意事業費				
包括的支援事業（社会保障 充実分）				

(2) 介護保険料の設定

ア 介護保険の財源構成

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっており、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

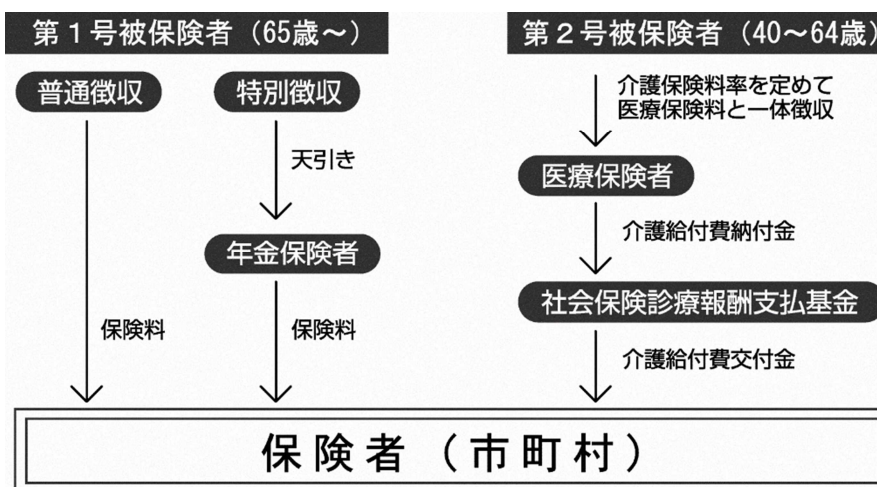
ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

■介護保険の財源構成

	居宅介護給付	施設給付	地域支援事業費	
			介護予防事業費 (介護予防事業・ 日常生活支援 総合事業費)	包括的支援事業 任意事業費
国	<h1>確認中</h1>			
国調整交付金				
県				
市				
第1号被保険者				
第2号被保険者				

※国調整交付金は介護保険制度全体の給付費のうち5%を占め、各市町村間にある財務力の格差を是正するために国が負担します。高齢化率の高い自治体や、低所得者の割合が高い自治体、被災した自治体などには多く配分されます。



イ 保険料基準額の算出

令和3年度から令和5年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

■保険料基準額の算定

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (①)	算定中			
地域支援事業費 (②)				
介護予防・日常生活支援総合事業費 (②')				
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③ = ((①+②)×23%) + ((①+②')×5%))				
調整交付金見込額 (④ = (①+②)×各年度交付割合)				
財政安定化基金拠出金見込額※ (⑤ = (①+②) × %)				
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)				
第8期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)				
予定保険料収納率 (⑧)				
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑨)				
年額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)				
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)				

※財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

■参考

	令和7年度	令和22年度
月額保険料基準額	算定中	算定中

ウ 所得段階別の保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額	年額
算定中				

第6章 計画の推進にあたって

1 介護保険審議会における点検・評価

(1) 介護保険審議会の設置

介護保険事業の運営に関する課題に適切に対応するため、学識経験者、保健・医療又は福祉の各分野の代表、被保険者の代表、公募による市民の代表及び市行政機関の代表から構成される「相生市介護保険審議会」を設置しています。

審議会では、介護保険サービスの利用に関する実態調査の結果や利用者からの相談、苦情の内容等をもとに、事業運用の課題やサービス提供状況を把握・評価し、計画の進行管理を行います。

なお、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定年度においては、県支援計画との整合性を図るため、県福祉関連部署の職員を臨時委員としています。

(2) 介護保険審議会における点検・評価

本計画における施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、企業、サービス事業者、関係団体等との連携のもと、官民一体となって取り組む必要があります。

そのため、相生市介護保険審議会において、高齢者施策全般の推進と充実という観点から、毎年度、計画の実施及び進捗状況の点検・評価を行います。

2 関係機関との連携の推進

「地域ケア会議」、「地域包括支援センター運営協議会」等を通して、保健・医療・福祉分野に携わる実務レベルでの事業の調整や情報交換及び意見交換を行います。

また、関連する多様な組織間の連携を強化し、高齢者や家族のニーズに即した高齢者施策が展開できるよう、体制の強化に努めます。

3 住民への情報提供の強化

介護保険サービスと高齢者福祉サービスの円滑な実施を図るためには、住民の理解と協力が不可欠です。

そのため、被保険者をはじめ広く住民に対して、広報紙やインターネット等を通じて介護保険制度の趣旨を伝え、介護保険制度に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口を設け、誰でも気軽に相談できるよう配慮します。